

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

23

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

押印文書の提出の電子化(PDF提出、電子署名等)を図ること。

具体的な支障事例

交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、県と市町とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。が、アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

押印文書の提出の電子化により、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務作業の効率化・ペーパーレス化が図られる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第 11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条の 2 及び 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、青森県、岩手県、酒田市、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、中井町、新潟市、加賀市、名古屋市、豊田市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、大分県、宮崎県、沖縄県

○押印文書提出の電子化により、押印文書の送付から国の受付処理までの期間が短縮でき、事務作業の効率化が図られる。また、交付決定においては、早着以外の事業箇所など、交付決定が早まることで事業の早期執行にも繋がる。

○短期間での作業を強いられる上に、整備計画毎にバラバラに依頼が来るので、事務が煩雑になる。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また、同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。

○申請済図書の訂正が生じた場合、修正対象箇所をシステム上で訂正できたとしても、その都度データに紐づ

けされるアクセスコードが変更されるため、公印付き鑑文書の再送付が必要となり、文書の輸送時間が電子化による効率を妨げている。

○交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化した。アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることで対応して頂きたい。

○平成 30 年度より電子化されたことにより、手続きが簡素化されたが、アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められている。また、電子化は、予算付けは他の省庁であるが、国土交通省が所管の他の交付金にも適用してもらいたい。（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）

○システム上ではスムーズなやり取りが可能となっているが、押印文書はほとんどの自治体が郵送で提出しているため、少なくとも1日は待つ必要があり、その部分を電子化できれば今よりも効率的に作業を進めることができる。

○国へシステム申請した資料について、内容に不備があり差戻しを受けた場合、再提出を行うと申請書鑑に記載されているアクセスコードが変更されるため、紙原本の再提出が必要となる。このため、システム内で1日で修正作業完了するような内容であっても、国の承認には県事業で2～3営業日、市町村事業では4～6営業日程度のタイムラグが生じる。

○当市では、各所属で押印した鑑文書をひとつの課で集め、その課から整備局に提出をしている。押印文書の電子化が行われれば、その事務がなくなるため効率的になり、なおかつ整備局に郵送をする手間や費用が抑えられる。

○紙ベースの押印文書（鑑文書）提出には、市区町村→都道府県→地方整備局→本省とそれぞれのステップ毎に作業時間＋郵送にかかる時間が必要となる。また、その後内容の修正が生じた場合には再度同じ作業を繰り返すことになり、物理的に提出期限に間に合わなくなってしまうことも起こりうる。既に実務において「スキャンデータでの送付可」といった指示を受ける事例もあり、電子化による支障はなく、効率化が図られるものと考ええる。

○電子データ及び押印した文書を送付する必要がある、到着までに時間がかかる上、作業効率向上の効果が限定的となっている。

○提案団体と同様に、電子化した押印文書のみでなく、紙の文書も郵送もしくは持参している。当初申請後、軽微な修正が生じた場合でも、アクセスコードが変更となるため再度公印を押印した紙文書を郵送する必要があるなど、せっかく電子化されたメリットを十分に享受できていない状況にある。鑑文書について電子化することで郵送、持参に要する日数を短縮することができると考える。

○当市においても同様の支障事例が発生している。アクセスコードの記載がされている鑑文書の提出期限が短いため、逡巡による郵送では間に合わず、職員が出張にて都道府県に持参している状況。押印制度の見直しや押印文書の提出の電子化等の制度改革が必要と考える。

○市町村事業に係る、交付金の交付申請における所定様式（申請報告書）については、システム（SCMS）よりダウンロードしたものをを用いて、国へ提出（送付）している。システムからは、交付金の計画毎かつ市町村毎でしか所定様式がダウンロードできないため、交付申請に係る必要書類を各々に分ける必要があり、申請事務に多大な労力を要している。市町村事業にかかる、交付金の申請等を、計画毎に市町村一括で申請可能といただければ、大幅な事務の省力化が図れる。

○鑑文書について、紙ベースの押印文書提出が求められており、その文書が本省へ到着することが申請承認の要件となっているため、電子化による簡素化の効果が限定的となっている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しないと、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。

○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナ感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。

○交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、県と市町村とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。アクセスコードの記載がされている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められている。提出日に余裕がない場合、直接県庁に出向き提出した。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム（SCMS）については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。

現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の機能改修の検討を現在進めております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年度の交付事務に支障が生じないよう申請時までに、社会資本整備総合交付金システム内で完結するようシステム改修を終えていただきたい。また、それに伴い、社会資本整備総合交付金交付申請等要領の改正を行い、適切に事務処理が行えるよう、早めに示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【ひたちなか市】

社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。

紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を目途に考えているのか回答を求める。

また、国土交通省所管の他の交付金(地方創生污水处理施設整備推進交付金)についても電子化の検討を求める。

【川崎市】

令和2年7月22日付けで国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室より、事務連絡「社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について」が発出されました。これにより、押印文書の提出の電子化が図られ、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務作業の効率化・ペーパーレス化が期待されます。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、社会資本整備総合交付金に関し、事務手続のデジタル化及び公印の省略をすることについて説明があった。

本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の補助金等全体に関するデジタル化や公印廃止に向けたスケジュールを2次ヒアリングまでに示していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について都道府県を経由しない直接補助を可能とすること

提案団体

ときがわ町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」は、市町村が実施主体となり、都道府県による間接補助の形式をとっているが、都道府県によっては事業を採択していない場合があることから、都道府県を経由しない市町村への直接補助を可能としてほしい。

具体的な支障事例

令和元年10月の台風19号(激甚災害)により、急傾斜地の法面下の人家が、がけ崩れの恐れがあり危険な状況となった。本町では、この土地が、がけ地の崩壊等が発生している箇所であり、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所であったことから、「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」の活用が必要であると考え、県に相談したが、県では事業採択していないとの回答であった。

本町としては、国の補助事業を活用し、対策工事をしたい意向である。他県では事業実施されている例も見られるところ、県の方針によって、当該事業を活用できる市町村と活用できない市町村が存在するのは不平等であると考え。

また、本事業は、都道府県の補助率が2分の1である場合には、当該都道府県の補助に要する費用の全額を国が補助する仕組みとなっており、都道府県を経由させなくても補助額に影響はない。さらに、仮に今後、別の事案で県が当該事業を採択することになったとしても、市町村からの要望を受けて、県において補助要綱等の整備や予算計上等の手続きが必要となり、迅速に当該事業の補助を受けることができないのではないかと危惧している。

以上のことより、現行の都道府県の事業採択が必要な間接補助に加えて、市町村への直接補助を可能にすることを提案するものである。

なお県は、公共性の高い大規模ながけ崩れに対して、市町村から負担金を取ったうえで県の事業として実施するという方針をとっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

直接交付も可能とする仕組みを導入することで、事業を採択していない都道府県の市町村において、小規模であっても人命に関わるような地域防災上重要な箇所の復旧整備を推進し、民生の安定を図ることができる。災害によるがけ崩れの危険にさらされている住民の救済につながるものとする。

根拠法令等

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要領4、6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第１次回答

災害対策基本法（以下「災対法」という。）において、市町村は、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有することが定められている。（災対法第5条）。なお、ここでいう「災害」には、崖崩れを含むことが示されている（災対法第2条）。

また、同法上、都道府県は、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有することが規定されており（災対法第4条）、このことから、当該区域内における崖崩れ対策においても、その危険性や対策の必要性を把握し、区域における総合調整のもと、市町村の取組支援を含めてその推進を図る責務を有しているものと解される。

以上のことから、市町村が住民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的で施行する崖崩れ対策のための取組について、その実施にかかる支援を行うのは都道府県の責務に含まれるものと考えられる。

本件、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業は、市町村が行う崖崩れ対策のための工事を財政面から補助しようとする都道府県に対し、国がその一部（市町村の事業費の1／2）を補助するものであり、上記の観点からこれを国による直接補助とすることは、災対法上適当ではないと考える。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県が災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の実施にかかる支援を行わない場合に、市町村が、当該事業を実施できないことにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することができず、民生の安定を図ることができないことは、災害対策基本法（以下、災対法という。）及び本補助制度の趣旨に反し、不適当ではないか。

また、災対法第3条において、国は、地方公共団体等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行い、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならないと規定されている。したがって、国は、本支障事例に挙げるように県と市町村の災害対策に対する見解の不一致が発生している場合、県と市町村の対策を調整し、市町村が住民の安全を確保するための手段を整える必要があるのではないかと考える。

以上を踏まえ、国による直接補助の仕組みを整備することを前向きに検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

123

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

有料道路における障害者割引制度の是正

提案団体

特別区長会、大村市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

有料道路における障害者割引制度の是正

具体的な支障事例

JRなど他の公共交通機関では、あらかじめ「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に障害の区分が記載された身体障害者手帳等の提示によって運賃割引制度等を利用することが可能であるが、有料道路については、障害者が福祉事務所窓口まで申請に行くことを求められ、障害者にとって大きな負担が生じている。当該業務は法令上の根拠なく行っているものであり、また、福祉事務所等における業務負担の増加とともに、窓口の混雑にもつながっている。

また、福祉事務所等有料道路の割引制度の手続を行う際、障がい者自身の体調等によってはその手続に大きな負担があるという訴えがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現在、全国の福祉事務所等有料道路の割引制度の手続を行っているが、当該業務は、本来は有料道路の管理運営を行う各社において実施すべき業務を、福祉事務所等が代行手続きしているものである。手続きは、郵送や電子申請でも可能であり、また、福祉事務所等の職員の手を通さずに手続きすることで、より迅速かつ効率的な制度の運用が可能になると考えられる。JRなどの公共交通機関が、それぞれの窓口等で受け付けているのに、有料道路だけは福祉事務所を通さないと制度が利用できないことは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における障害者に対する合理的配慮を欠くことにつながりかねない。

根拠法令等

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成 15 年 11 月 6 日付け発 1106002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、有料道路における障害者割引措置実施要領(平成 15 年 7 月 30 日付け東日本高速道路株式会社等策定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、仙台市、福島県、郡山市、須賀川市、船橋市、神奈川県、川崎市、上越市、上田市、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、兵庫県、防府市、長崎市、熊本市

○提案市の意見の通り各社で対応手法について検討いただくことでより効率的な制度の運用に繋がることも考えられる。また、市民及び市町村の事務負担軽減につながることから、提案市の意見に賛同する。

○申請者は市役所福祉課で申請後、有料道路割引宛へ送る証明書を自分で郵送することになっている。その後、有料道路割引登録係で登録するのに2週間程かかるため、手間と時間がかかる。また、制度改正等がある度に福祉課のシステム改修をしたり、マニュアルを作成したりしなければいけないため、福祉課職員の負担にもなっている。よって他の公共交通機関のように独自でサービスを提供していただきたい。

○本支障事例が障害者に対する合理的配慮に欠くこととなるかはわからないが、現行の車両1台を事前に登録する方法ではなく、障害者が運転(1種の場合は同乗含む)し、都度、料金所での身体障害者手帳提示あるいはETCカード情報を事前登録といった方法で割引可能となるのであれば、当事者の利便性は向上すると思われる。

○当市においては年間約2,000件の申請がある。申請者にとって、少なくとも2,3年に一度は市役所に来て手続きが必要であり、その手続きも複雑であるため負担が大きい。市職員にとっても窓口業務の多くを占めているだけではなく、責任が重い業務である一方で市民の要望に応えることのできない制度のため、精神的負担も大きい。

○割引対象自動車が障害者1人につき1台に限定されているが、カーシェアやリース等で所有者が本人や家族で無い場合が増えている。また、介護者が運転する場合、複数の介護者の協力を得て移動する場合もあり、車両を限定した従来の割引制度が現在の社会状況とかけ離れてきている。さらに、区役所・支所での証明事務に多大な時間を要し、人件費等で自治体に大きな負担が生じている。

○当市においても、有料道路障害者割引に係る窓口での申請が、毎月約150件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。

福祉事務所としては、障害者手帳の交付をもって対象者が障害を有することは既に証明しており、当該障害者が利用する自動車やETCカードの名義等の確認及び証明事務は、本来は福祉事務所の事務ではなく、割引制度の実施主体である各有料道路会社の実施すべきである。また、福祉事務所を経由することで障害者にとっても手続き負担が増大している。そのため、福祉事務所による証明事務を廃止することで、有料道路障害者割引に係って福祉事務所を経由する事務を全廃し、福祉事務所の事務負担を軽減するとともに、障害者の手続き軽減による市民サービス向上を図るべきである。なお、福祉事務所証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないとする。また、現行の約2年ごとの更新制度は、申請者側、福祉事務所側双方にとって負担であるため、更新制度のあり方を含めた制度の見直しも必要ではないかと考える。

○福祉事務所等で手続を行う際、障がい者自身の体調等によっては手続に大きな負担がかかるという訴えがある。また、平日の開庁時間では、仕事等により来庁しての申請が難しいという相談もある。福祉事務所等の職員の手を通さずに手続することで、障がい者自身の負担を軽減でき、また多様な生活にも対応できるようになると思われる。

○他の交通事業者が行う割引制度と異なり、道路会社の当該業務だけを存続していることについては、手続きの迅速性や効率性に欠け、また障害者にも負担が生じている。あわせて、民営会社の業務を福祉事務所等が事務の一部を担う合理的理由にも乏しい。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。

○有料道路の割引申請が窓口の混雑につながっているが、福祉事務所を通さずとも手続きは可能と思われる。申請書の記入誤りの確認など、福祉事務所を通して申請者に確認しているが、割引主体から直接確認を行う方が、簡素かつ迅速な事務が可能と思われる。

○現行の市町村証明事務では、市町村は割引制度が利用できる名義かどうかの証明を行っているが、実際に証明している内容は、各種手帳及び車検証等の書類で確認しているものがほとんどであり、そのためだけに市町村での申請が必要となっている現行の制度は、障がい者にとって不便を強いているものであると言える。見直しによって、事務の効率化及び適正化が図られる。

各府省からの第1次回答

【厚生労働省】

有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上行っているところであるが、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することが必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便に資することから、市区町村等において証明事務を行っているところである。

障害者に対する有料道路通行料金の割引制度成立当初から現在に至るまで、市区町村等において証明事務を行っているところであり、仮に有料道路事業者にて証明事務手続を運用することとなった場合、高速道路会社の事務所に赴く必要があるほか、割引の申請に必要な書類や手続に要する時間の増加等の負担が生じ、障害者

の方の利便性が損なわれることが懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えられる。

【国土交通省】

有料道路における障害者割引制度は通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上行っているところであり、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録等の手続きは、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村等に行っているところであり、この登録手続等を有料道路事業者が行うことについては、有料道路事業者が障害者の方の生存や障害の程度等の個人情報保有していないことから、その申請の適正性の確認を行うことは困難と考えられる。

また、仮に、市区町村等が有料道路事業者に対して、個々の障害者の方の個人情報を提供することとした場合には、市区町村等により提供された個人情報を有料道路事業者にて適正に管理・運用するための仕組みの構築及び有料道路事業者において登録手続を行うために必要な人員確保及びそれに係る経費など、有料道路事業者に新たな負担が生ずることが懸念されるため、地方公共団体が担っていた事務を有料道路事業者が引継ぐことは困難と考えられる。

さらに、有料道路事業者の拠点は限られており、日頃から障害者が障害福祉に関する手続きを実施している市区町村の福祉事務所などで手続きを実施できる方が、利用者利便の観点からも適切と思われる。なお、提案団体からは、郵送による手続きについても提案されており、仮に郵送による手続きを可とした場合でも上記の課題が存することには変わりはないと考えられるが、制度の効率的な運用が図れるよう、有料道路事業者等と連携して検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、有料道路の障害者割引に係る市区町村の証明事務の是正である。

この証明事務は法的な根拠規定が無く、加えて、私人間の債権に関する割引のために行っている事務であるため、福祉事務所等が証明しなければならない事務ではない。

そのため、福祉事務所等による証明事務を廃止し、有料道路会社による証明事務が継続となっても、申請時に、「障害者手帳と車検証と免許証の写し」を送付させることによって、制度趣旨を逸脱することなく適切な運用を確保できると考える。

これにより、割引対象者である障害者にとって、福祉事務所等へ来所するための移動が無くなり負担が軽減されるとともに、手続きも簡素化され利便性も向上する。併せて、福祉事務所等の窓口の混雑緩和等にもつながる。

また、新型コロナウイルス感染症の流行への対応として、有料道路会社がETC利用者へ割引有効期限を延長したことを令和2年5月に周知した際、福祉事務所等に頼ることなく実施できた事実は、長きにわたり割引事務を実施してきたことに伴い、利用者の住所、氏名、生年月日、自動車登録番号等の個人情報を蓄積していることを容易に想像させる。

今後の証明事務については、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直し」(令和2年7月7日付け総務省自治行政局長通知)に鑑み、有料道路会社のWEBサイト等を活用し、オンライン手続きを可能とさせる方が、休日閉庁している福祉事務所等を経由するより、はるかに障害者の方の利便性に資する。さらに、昨今の「新型コロナウイルス感染症の流行」を考慮すると非対面型の申請方法で受け付けるべきと考える。

以上、有料道路における障害者割引について、福祉事務所等の証明事務を廃止としたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【船橋市】

制度の適正な利用は、自治体の窓口で手続きを行うことにより確保されるものではないと考える。また、新しい生活様式に基づき、窓口に来所することなく手続きを行うことができるよう手続き事務の変更についてご検討いただく必要があると考えられ、さらに、障害者手帳のカード化により、記載スペースが縮小し、現実的に現行のやり方を継続することが難しくなるものと考えられる。

したがって、制度の取扱いそのものを検討する時期に来ているとも考えられることから、有料道路事業者が直接割引制度申請の受付を行えるよう簡素な仕組みとすることと合わせて、再度ご検討いただきたい。

【茨木市】

各種交通機関の割引については、鉄道、バス、タクシー、船舶及び航空機について、特に自治体窓口での手続き等は無く、障害者手帳を各事業者が確認することにより割引を実施する手法を各事業者がそれぞれ確立しているにもかかわらず、有料道路のみ、自治体窓口での手続きを必要としていることは疑問であり、こうした制度のあり方自体が、利用者の利便性を損なっていると言える。

また、自治体としては障害者手帳を発行することをもって、当該利用者が障害者であることを証明しており、有料道路割引のために別途証明事務を行うことは事務の重複である。有料道路の適正な利用の確保は事業者側の責任であり、障害者手帳の発行により当該利用者が障害者であることを証明したことをもって、自治体は責任を果たしていると言える。

さらに、本制度については、従来障害者手帳に割引スタンプを押印していたところを、障害者手帳カード化を踏まえて割引シールを貼り付ける手法へと変更されたが、いずれにしても障害者に自治体窓口に出向いての手続きを強いていることに変わりはなく、政府として行政のデジタル化を謳い、また、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた新しい生活様式への移行が求められている中で、自治体窓口での手続きを前提とした現行制度を継続させることが妥当であるのかは十分検討する必要があると考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第 92 条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けについては認められないため、廃止するべきである。

【全国市長会】

関係府省からの見解（一次回答）において、事業者が障害の程度等の個人情報を持していないこと等を理由に対応困難としているが、障害者手帳の写しを添付させるなどすれば対応可能なはずであるとする意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○法令に基づかない事務の実施について、通知を発出し協力を依頼している立場として、障害者の利便を損なうことなく、事務負担軽減策を検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体双方の事務負担軽減のため、対面申請の見直しについて、ICT 技術の活用等も含め、検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体の事務負担軽減のため、有料道路における障害者割引制度については更新手続、日本放送協会放送受信料免除制度については存否調査の頻度を低減していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用

提案団体

京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金に係る整備計画書の提出、交付申請、事業報告、事後評価等の一連の業務については、国・地方自治体間で、入力、提出、審査等を電子化、共有化を図れるよう、平成30年度から社会資本整備総合交付金システム(以下、「SCMS」)が導入されたところ。
一方、国の事業課からは、概算要望(6月)、執行額調査(9月)、変更要望調書(10月)、執行額調書(12月)、変更要望調書(1月)の照会時に、SCMSに入力済みで、国において確認できる交付決定額や最終事業費等(約45項目)の回答が依然として求められている。照会の度に、各地方公共団体においてSCMSの数値を確認し、エクセル様式へ転記し回答する作業では、多大な労力を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

SCMSに入力済みの情報について、必要項目を選択しCSV形式等でのエクスポートを可能とすることで、国の照会に対する回答の省力化や転記等におけるヒューマンエラーが防止されるとともに、地方公共団体等の事業主体における予算管理にも有効活用できる。
また、予算交付を行う国事業課においても、地方公共団体等への照会の回数及び事項の削減により事務の軽減等が期待できる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、いわき市、高崎市、川越市、横浜市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊田市、西尾市、大阪市、八尾市、広島市、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県

○類似する調査内容の上に、回答までの期限が短い等、大きな負担になっている。
○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は

社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。

○国の事業課からは、概算要望(6月)、執行額調査(9月)、変更要望調書(10月)、執行額調書(12月)、変更要望調書(1月)の照会時に、SCMSに入力済みで、国において確認できる交付決定額や最終事業費等(約45項目)の回答が依然として求められている。照会の度に、各地方公共団体においてSCMSの数値を確認し、エクセル様式へ転記し回答する作業では、多大な労力を要している。社交金システムの入力内容がCSV形式等でダウンロードできる、もしくは国の事業課の調書と連動すれば、国の事業課、地方公共団体両方にとって事務の軽減化が図れるので、対応して頂きたい。

○「CSV形式にてエクスポート」に加えて、そのCSVデータをインポートする機能を追加することで実績報告等の事務の軽減が図られる。

○交付申請を行う上で、整備計画の作業を行う必要があるが、現在、システムで出力したPDFファイルと、チェックのために作成した見え消し版のExcelファイルの2つの提出を求められており、別々にデータ入力作業が必要であることから、手間がかかるだけでなく、ヒューマンエラーが発生しやすい状態となっている。このため、システムからCSVファイルの出力が可能となれば、Excelへの直接入力作業を省力できるため、事務作業の低減や、ヒューマンエラーの防止が期待できる。

○調査等があるごとに似たような情報を入力する必要があり、作業に時間がかかる。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)で登録済みの内容についても、SCMSとは別にExcel様式での回答を求められることがあり、労力を要する。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金に係る各種調査については、必要な情報を正確に把握する観点で行っております。今後、SCMSに入力されたデータのエクスポート機能を活用するなどにより、各種調査における地方公共団体の入力項目の一部省略化等について検討してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

SCMSのエクスポート機能の有効活用などにより、交付申請時にSCMSに入力済みの数値等(交付決定額や事業費等)については、各種の調査・照会の項目からの省略及び照会回数の削減をしていただきますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業において一部事務組合がし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること

提案団体

置賜広域行政事務組合

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。

しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること。

具体的な支障事例

当組合は、昭和46年より、A市を処理区域とするし尿処理施設と、B市、C町及びD町を処理区域とするし尿処理施設の2施設を運営している。下水道の普及及び人口減少により、し尿処理施設の処理量は処理能力を大きく下回り、また施設の老朽化により改築時期を間もなく迎えることから、経済性・効率性の観点で、上記し尿処理施設を廃止し、A市下水道終末処理場での一括処理を平成29年度から検討してきた。

検討にあたり当該事業の活用を考えているが、事業の実施主体について、「下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている」と規定されていることにより支障が2点生じている。

一点目は、し尿処理の事務は、当組合の設置により2市2町の権能から除外されている。交付要綱の規定通り、下水道担当部局がし尿受入施設の設置、改築及び維持管理をしなければならないとするならば、その権能を再び市町村に戻すこととなり、自治体の意思決定に反することとなる。

二点目は、交付金要綱に沿って、下水道担当部局であるA市が事務局となり、協議会方式で施設を設置することとなれば、施設がA市の財産となる。その場合、構成市町が多額の負担金を拠出する相手先が、一部事務組合ではないことで、構成市町の住民が将来にわたって公平に利用できるかどうか等、不要な懸念を生じさせる恐れがある。

また、国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道事業の広域化・共同化」によると、共同処理の事業主体の一つとして、一部事務組合も想定されている。

以上のことより、当該事業の事業実施主体については、地域の連携の仕組みの実情に応じた施設管理を可能とするため、柔軟に解することを検討頂きたいというものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国には、下水道施設は県や単独市町が運営し、し尿処理施設は一部事務組合が運営している事例が多々ある。地域の連携の仕組みの実情に応じた施設管理を可能とするため、実施主体を柔軟に解することで、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省で推進している下水道事業の広域化・共同化を加速させることができる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寝屋川市、宮崎県

—

各府省からの第１次回答

社会資本整備総合交付金事業は、国土交通省所管の下水道事業等の実施に対して交付するものです。下水道広域化推進総合事業（以下、本事業）は、下水道事業の交付対象事業の一つであり、下水道事業を核とした汚水処理の広域化・共同化を促進するため、下水道事業者が設置するし尿受入施設の整備について交付対象としたものです。

一方、提案のあった、一部事務組合がし尿受入施設を設置しようとする事業は下水道事業でなく、本事業の対象とはなりません。

なお、提案中にある「共同処理の事業主体の一つとして、一部事務組合も想定されている」については、下水道事業を実施するから認められるものであって、下水道事業でないものが対象となることはありません。

また、し尿（一般廃棄物）の処理を目的とした施設整備であれば、一般廃棄物処理事業を担う地方公共団体に対する補助制度（循環型社会形成推進交付金事業）もございますが、ご指摘のし尿受入れ施設は処理機能を有さないため対象となりません。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答で交付対象が「下水道事業者」とされているが、交付要綱第1章イー7ー（9）3の交付対象は、「地方公共団体」と規定されており、他の大部分の下水道事業において交付対象としている「下水道事業を実施する地方公共団体」とはされていない。また、交付要綱第1章イー7ー（9）4の留意事項⑤では、「以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。」と規定されている。

東北地方整備局からは、以前、下水道法第4条の事業計画を策定する地方公共団体が本交付金の交付対象となり得ると聞いている。し尿が同法第2条第1号の下水に含まれると解すれば、し尿受入施設は夾雑物を除去する下水の処理を行うこととなり、同法第5条第3号の終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）に該当すると考えられる。本組合が整備しようとするし尿受入施設は、夾雑物を除去する前処理等を行う設備として下水道終末処理場に設置するものであり、本組合がし尿受入施設単独での事業計画を策定することについて御配慮いただきたい。

また、本組合は当該下水道終末処理場を運営する市等により設けられたものであり、一部事務組合等が下水道終末処理場を運営する主体等と連携してし尿受入施設を設置・維持管理することが確保されるのであれば、下水道事業の広域化・共同化の観点から、地域連携の実情に応じた実施主体による施設管理を可能とするため、「一部事務組合がし尿受入施設を設置しようとする事業」について、交付の対象として取り扱うよう、交付金要綱を柔軟に解釈いただきたい。これは、下水道広域化推進総合事業の交付対象にし尿受入施設が追加された趣旨とも合致すると考えられる。

また、循環型社会形成推進交付金事業という処理機能とは、どのようなものを指しているかお示しいただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与

提案団体

旭川市

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

地籍調査対象土地の所有者が死亡しており、その所有者について戸籍上の法定相続人が存在しない又は法定相続人の全員が相続放棄している(以下「相続人不存在」という。)場合に、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する民法第 952 条第 1 項の特則規定を国土調査法に設ける。

具体的な支障事例

地籍調査とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。中でも筆界の調査は重要であり、筆界は土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)の立会及び確認を得て調査を行うが、所有者等の立会及び確認が得られないときは原則として筆界未定となる。

ただし、地籍調査作業規程準則第 30 条第 3 項の規定により、所有者等の所在が明らかでないため立会を求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、関係行政機関(登記所)と協議の上、所有者等の確認を得ずに調査することができる。他方、相続人不存在の場合には、左記の規定にいう「所有者等の所在が明らかでない」場合に文言上該当しないことから、民法第 952 条に基づく家庭裁判所への相続財産管理人の選任請求を行った上で、相続財産管理人の立会及び確認により筆界確認を実施せざるを得ない。

当市では、所有権登記名義人の死亡後、相続登記がされないままその法定相続人が相続人なくして死亡してしまった土地につき、当該土地の名義人の親族等に相続財産管理人の選任請求を提案したが、費用面の問題を理由に断られ、更には検察官にも断られたため、相続財産管理人による立会及び確認を実施することができず、筆界未定として処理せざるを得なかった事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地籍調査において筆界確認を実施することができず筆界未定となれば、隣接地所有者に非がないにも関わらず、自己所有地についての売却や担保権の設定が困難となり資産価値が下落するといった不利益が生じる。そこで、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与することにより、相続財産管理人による筆界確認が可能となり、その結果、筆界未定を回避することができるほか、その後の用地買収における売買契約等が円滑に実施できるなど、公共事業の迅速化という観点からも有益である。加えて、所有者のない不動産に係る国庫帰属手続にも資することができる。

根拠法令等

民法第 952 条第 1 項、地籍調査作業規程準則第 23 条、30 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、千歳市、福島県、川崎市、平塚市、三浦市、中井町、福井市、佐久市、半田市、豊田市、犬山市、大牟田市、熊本市、宮崎県

○当市においても同様の支障事例はあり、筆界未定として処理をしている。

○当県の一部の市町村においても、登記名義人の死亡後に相続登記がされていない土地が多数存在しています。近年、法定相続人全員が相続放棄する事案こそ発生しておりますが、法定相続人の数名から放棄する旨の通知を受けることもあることから、今後、法定相続人全員が相続放棄するケースの発生を危惧しているところです。また、登記名義人が相続をせずに死亡している土地や、死亡した登記名義人の公用請求も探索に限界があることから、相続人不存在による筆界未定地として処理せざるを得ない事例も発生しており、筆界未定地に隣接する土地所有者にとっては不利益となるため、筆界未定地の解消に対して特に強い要望を受けています。今後、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権が付与されれば、相続財産管理人による筆界確認が可能となり、その結果、筆界未定を回避することができるほか、その後の用地買収における売買契約等が円滑に実施できるなど、公共事業の迅速化という観点からも有益です。

○当市では、平成 27 年度に地籍調査事業を再開し、実施しています。今後、本格的に事業を推進していく中で、当市においても、土地所有者の相続人全てが死亡している土地や相続人がいない土地等の調査を行うことが考えられます。その場合、現行の制度では、当該地の境界が確認できないため、隣接地を含むこれらの土地について、やむを得ず筆界未定として処理することになります。これにより、当該地の管理放棄状態は継続し、隣接地を含め売買が困難になる等、利用上の制約を受けることになります。今後、国土調査法の規定が見直され、地籍調査実施主体に相続財産管理人の選任請求権を付与されることになれば、現土地管理者や隣接土地所有者等に対して制度の活用を促し、相続財産管理人として境界を確認してもらうことで、土地の筆界未定を回避し、地籍調査事業の成果を向上させることができます。さらには、この土地が適切に管理、処分されることで、管理放棄地の解消、土地の利活用、公共事業の円滑な実施を図ることができます。

○当県においても地籍調査を実施したが所有者の所在が不明等で境界立会ができず、境界を定めることができない事案がこれまでも発生しており、課題解決に向けた対策が必要となっている。

各府省からの第 1 次回答

地籍調査作業規程準則第 30 条第 4 項（令和 2 年 6 月 30 日改正。改正前の同条第 3 項）は、所有者等の調査を行ったとしても所有者等の所在が明らかでなく、立会いを求めることができない場合に一定の要件の下で、立会いを省略できる規定である。ご指摘の「相続人不存在」とは、地籍調査の実施主体が戸籍を調査し、所有者となり得る相続人の調査を行った結果、該当する者が判明しなかった場合であり、「所有者等の所在が明らかでない場合」に含まれる。

上記取扱いについて、必要に応じて、地方公共団体向けの説明会等で周知することを検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答のとおり、地籍調査作業規程準則第 30 条第 4 項（以下「同項」という。）の「所在がいずれも明らかでない場合」に「所有者の相続人が不存在かつ利害関係人が存在しない場合」が含まれると解釈しても、同項には「地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料を用いて関係行政機関と協議の上、筆界案を作成」する要件が課されている。地積測量図は存在するが、作成年度が古い場合現地復元性がない場合や、そもそも地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料が存在しない場合には、同項を適用することができない。この場合、相続財産管理人の選任請求を行った上で相続財産管理人による立会いのもと、筆界確認を行う以外に筆界未定を回避する術がないことから、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する規定を国土調査法に設けていただきたい。

なお、国土交通省の全国調査によると、平成 28 年度に地籍調査における一筆地調査を実施した 622,608 筆のうち、最終的に土地所有者等の所在不明で立会いが困難であった土地は 2,526 筆であり、このうち同項に規定する客観的な資料により筆界確認をすることができたものは 25%未満の 618 筆であった（地籍問題研究会第 21 回定例研究会（国土交通省報告「中長期的な地籍整備の推進に関する検討状況（中間取りまとめの概要）」））。このような実情から、多くの追加共同提案が寄せられたものと思料する。

加えて、同項の「所在がいずれも明らかでない場合」に「所有者の相続人が不存在かつ利害関係人が存在しない場合」が含まれると解釈することは文理上困難であるところ。説明会での周知にとどまらず、準則上での明文文化又は解釈通達の発出により、取扱いを明確に示していただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大牟田市】

回答のとおり、相続人が不存在又は相続人全てが死亡の場合については、地籍調査作業規程準則第 30 条4 項に規定する「所有者等の所在が明らかでない場合」により調査を行うものとするが、筆界を明らかにする客観的な資料が存在しない場合は、この規定によることができない。また、相続財産管理人が選任されることで、その財産が処分又は活用され、所有者不明土地の解消にもなるため、引き続き、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権の付与について検討されたい。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

近年の豪雨災害等により、相続人不存在の土地が復旧工事等の対象地となり、支障が生じることも想定されるところの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

147

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

開発許可における道路の歩車道の分離に係る基準について地方公共団体が条例で緩和することを可能とする見直し

提案団体

明和町、長野原町、玉村町、千代田町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第33条第1項に規定する開発許可の基準のうち、「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」としているものについて、地方公共団体が開発区域の区域区分・地域地区等の実態や、区域内の道路及び周辺建築物の配置(予定)状況、その他の地域の実情を十分に勘案した上で、工業団地の造成等により設置される道路で歩行者の通行の用に供することが想定されないものについては、幅員9メートル以上であっても歩道の設置を不要とすることが可能となるよう、当該基準を条例で緩和できるようにしてほしい。

具体的な支障事例

都市計画法に基づく開発許可制度では、同法施行令第25条第5号の規定により、道路に関する基準の1つとして「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」とされている。この基準は条例で強化することが可能だが緩和することは出来ず、住宅団地や商業団地は勿論のこと、工業団地の造成についても、全国一律で最低限従わなければならないものとなっている。

当町は企業誘致に力を入れており、大規模な工業団地造成を推進しているが、団地内に大型トレーラー等が安全に通行できる幅員9メートル以上の道路の新設を検討する際、周辺の状況から不要であると思われる場合であっても歩道を設置しなければならず、開発区域内の用地の有効活用に支障が生じている。また、当該道路に接する敷地に工場を立地する企業等にあっては、より一層周辺への安全対策に配慮した措置をとらなければならず、道路管理者である当町でも、歩道に適した維持管理が必要となることで、財政面での負担も大きくなる。

工業専用地域に位置する当該工業団地の周辺は、農地が広がる市街地調整区域になっており、住宅や商業施設、学校施設、医療福祉施設等からは一定程度離れていることから、地域住民が歩行者として立ち入ることがない状況である。また、団地内の企業に勤務する者は自動車を移動手段としており、先述の地理的状況からも、通勤等で各敷地の間の道路を歩いて利用することは想定されない。

なお、開発区域内の道路について一律に歩道を設置しないというわけではなく、例えば団地の外周など一部の道路だけに歩道を設置し、歩行者の導線を誘導する等の措置をとることで、歩行者の安全性や利便性を担保することが可能であると考えます。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

開発行為に伴う道路の設置について、地方公共団体が開発行為者との協議の中で、その地域の実情を踏まえて計画的に歩道の要否を判断することが可能となり、よりきめ細やかなまちづくりが可能となる上、団地内の企業や道路管理者の財政的負担を軽減することが出来る。

根拠法令等

都市計画法第 33 条第 1 項から第 3 項、都市計画法施行令第 25 条第 5 号、第 29 条の 2 第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都市

—

各府省からの第 1 次回答

都市計画法第 33 条の技術基準の緩和は、法律上の技術基準をそのまま適用することによる開発者の負担の大きさや緩和を行った場合の開発区域への周辺の影響などを勘案し、必要と認められる場合に行うものです。ご提案のあった、同施行令第 25 条第 5 号の開発区域内の 9m 以上の道路の歩車道分離の基準については、建築物の敷地が 1,000 ㎡以上の開発が行われれば、大型車両等の頻繁な交通が想定されるため、歩行者の通行の安全を確保する観点から担保すべき最低限の基準として定めているものです。歩行者の命を守るために必要な安全上の基準であり、開発者に過度な負担を課しているものではないことから、当該基準の緩和を可能とすることは困難と考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の開発許可制度では、建築物の敷地が 1,000 ㎡以上の開発にあってはその区域内道路の幅員の下限が 9m とされ、なおかつ 9m 以上の道路は歩車道分離が義務付けられているところ、歩行者の利用がほとんど見込まれない場合でも当該基準に従わなければならない、開発者にとって負担となっており、道路管理者も歩道と車道の適切な管理が必要となり、住民にそのコストの負担を求めることとなっている。「歩道の一般的構造に関する基準」においても「歩道の設置にあたっては、「道路構造令」の規定に基づき、地形や当該道路の歩行者等の交通の状況を考慮し、かつ、対象とする道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況等の地域特性を十分に考慮し、歩道の設置の要否や幅員等の構造を決定するもの」とされているが、開発行為に伴い設置される道路にあっては、上記の通り厳格な運用が求められており、歩道の設置の要否や幅員等の構造について、道路管理者である地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断する余地がないものと認識している。道路における歩行者の通行の安全確保の必要性は否定しないが、これらの状況を踏まえ、地域の実情に応じて、例えば開発区域内の一部の道路について、歩行者の通行の安全確保並びに環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で、歩車道分離の義務付け又は道路幅員の下限要件の緩和等を可能とするように出来ないか、改めてご検討いただきたい。なお、それが困難である場合には、歩道の幅員等の構造について、道路の利用状況や周辺の建築物・施設の状況等に応じて、設置後に維持・管理を行うこととなる道路管理者が、開発許可権者と協議の上で柔軟かつ主体的に判断できるようにしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

開発許可の基準については、地方分権改革推進委員会第 2 次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

162

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について建築基準法第 48 条の特例許可を不要とする見直し

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園の区域内に専らその管理運営の用に供する公園施設として設けられる管理事務所・倉庫等の建築物について、第一種低層住居専用地域等において建築基準法第 48 条に基づく特例許可を行わなくても建築することが可能となるよう、建築基準法別表第2(イ)に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物」又は建築基準法施行令第 130 条の4に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物」に加えてほしい。

具体的な支障事例

ある特別区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が区域全体の約 75%を占めており、建築できる建築物の用途が厳しく制限されている。用途地域と合致しない建築物の建築に当たっては、用途地域の変更によることも考えられるが、局地的に1つの建築物の建築を認めるために、都市計画法上の手続を要する用途地域変更について時間をかけて行うことは現実的ではない。特例許可に当たっては、建築基準法第 48 条第 15 項に基づき、原則「あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない」とされているが、これらの手続は、利害関係者(近隣住民等)への説明会等による事前調整や、特定行政庁における関係部署を交えた庁内での許可事前相談も含めると、区では最低でも8ヵ月程度を要している。

都市公園の区域内に設置する専らその管理運営の用に供する管理事務所や倉庫等についても、用途地域と合致しなければ特例許可の手続が必要であるため、周辺住民が設置を求めるものであっても迅速に設置を行うことが出来ない。また、公衆便所及び休憩所については、建築基準法施行令第 130 条の4第3号に基づき「近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所」として第一種低層住居専用地域内に建築できるようになっているが、管理事務所や倉庫等については現状認められていないことから、一の都市公園において、公園施設の一体的な整備を行う上で支障となっている。実際に、公園管理に協力する地域住民から管理用倉庫の設置希望があったが、特例許可の手続きに要する時間と改修スケジュールが合致せず、断念したケースがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都市公園の管理に必要な公園施設について、迅速かつ一体的な整備を行うことが可能となり、公園を利用する地域住民の安全性や利便性の向上が期待され、また、特例許可に係る手続に係る特定行政庁の事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

建築基準法第 48 条第1項、第2項、第3項、第 15 項、第 17 項、建築基準法施行令第 130 条の4、都市公園法

第2条第2項、都市公園法施行令第5条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、水戸市、高崎市、川崎市、彦根市、京都市、兵庫県、熊本市、宮崎市、沖縄県

○当市内の偕楽園公園は第一種低層住居専用地域に指定されている。平成31年度の入園有料化に伴い、事務所（料金所）を設置したが同許可の取得までに9ヶ月要し、事業計画に支障が出た。今後も同公園にて公園施設の整備計画があり、同様の懸念がある。
○用途地域に適合しない既存不適格の都市公園施設を改築する予定があるが、48条の特例許可については、建築審査会の同意を得るための事前協議等に長期間を要することになるので、将来的に円滑に手続きが行えるよう検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

公園に設けられる管理事務所・倉庫に係る建築基準法第48条特例許可実績に関する調査を行い、第一種低層住居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査の実施に当たっては、これまでの許可実績を調べるだけでなく、
・当区のように建築基準法上の手続の必要性からスケジュールが合わず設置を断念した事例や、今後都市公園の維持・管理の用に供する公園施設の設置を予定している事例
・管理事務所及び倉庫に限らず、迅速かつ一体的な整備を行うニーズのある公園施設の種類等について、各地方公共団体における実情を幅広く把握できるように取り組んでいただくようお願いしたい。
その上で、地方公共団体が公園管理者として都市公園の維持・管理を行う際に、公園施設の設置が迅速に進まないという課題に直面している状況を踏まえ、都市公園に関する制度を所管される立場からも、その解消に繋がる措置を講じることについて、前向きな検討を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【水戸市】
検討の結果、特例許可が必要となった場合でも、第一種低層住居専用地域内の公園における管理事務所や倉庫は、建築審査会の同意を不要とする法改正等が必要と考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】
用途制限については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公園施設として設置される建築物について建築基準法第 48 条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 48 条による特例許可について、利害関係者からの公開による意見聴取及び建築審査会の同意の要否や実施方法を、条例又は規則で定めることにより柔軟に決定できるようにしてほしい。もしくは、当該特例許可について、Park-PFI 等の官民連携手法を用いて建築する場合には、実施方針策定や事業者選定に支障が出ないように、策定等の手続と並行して、特定行政庁が定める住民との合意形成等を担保する手続を公園管理者が行うことをもって、意見聴取及び審査会同意に代えることができるようにしてほしい。

具体的な支障事例

ある特別区では、公共施設等総合管理計画において、公共施設の整備にあたっては民間の知恵と力を最大限活かすことを基本方針に掲げ、官民連携の推進を各分野において展開することを目指しており都市公園の整備においても、区民ニーズを踏まえた上質なサービスの提供と財政負担の軽減化を図るため、民間活力の導入の検討が必要と考えている。

同区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が区域全体の約 75%を占めており、建築できる建築物の用途が厳しく制限されている。用途地域の建築規制で原則認められない建築物の建築に当たっては、用途地域の変更によることも考えられるが、局地的に1つの建築物の建築を認めるために、都市計画法上の手続を要する用途地域変更について時間をかけて行うことは現実的ではない。また、特例許可に当たっては、建築基準法第 48 条第 15 項に基づき「あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない」とこととされているが、この要件について、建築物の用途や建築手法に応じて特定行政庁がその要否を柔軟に判断することや、弾力的な方法で運用すること等は法令上定められていない。

同区ではスポーツ施設の充実に対する区民のニーズが大きいことから、区が取得した大規模な国家公務員宿舎跡地を活用して、Park-PFI や PFI 等の官民連携手法により、団体競技で使用可能な区民向けの一定規模の観客席付き体育館を含む都市公園の整備を計画しているところである。建築に当たっては用途地域の特例許可が必要となるが、意見聴取及び審査会同意の手続は事業者及び事業計画が決定してから行わなければならないため、民間事業者は公募手続を経て選定された後で事業計画の見直しや中止等を迫られることが想定される等、その後の事業の円滑な実施に支障が生じる可能性がある。このことを理由に公募への参加を躊躇する民間事業者も多いことから、住民のニーズが大きいにも関わらず、民間のアイデアやノウハウを活用した魅力的な都市公園の整備に支障をきたしているものと考ええる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

用途地域に合致しない公園施設の設置に当たって、特例許可の手続を特定行政庁と公園管理者が連携して柔軟かつ円滑に行うことができるようになる。特に官民連携手法の活用に当たっては、公募に参加する民間事業者のリスクが低減されることから、公園施設の設置における官民連携手法の活用が促進されることとなり、ひい

ては、民間のアイデア等により地域における都市公園のポテンシャルを活かした魅力ある街づくりが可能となる
ことが期待される。

根拠法令等

建築基準法第 48 条、都市公園法第2条第2項、第5条の2、第5条の3、第5条の4、第5条の5、第5条の6、都
市公園法施行令第5条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条、第7条、
第8条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、水戸市、高崎市、川崎市、浜松市、兵庫県、熊本市、宮崎市、沖縄県

○当市内の都市公園（第一種低層住居専用地域にて現在計画中）において今後 Park-PFI を活用した公園整備
計画があるので同様の懸念がある。
○用途地域に適合しない既存不適格の都市公園施設を改築する予定があるが、48 条の特例許可については、
建築審査会の同意を得るための事前協議等に長期間を要することになるので、将来的に円滑に手続きが行え
るよう検討いただきたい。
○当市でも、市内の総合公園内にカフェを併設した民設民営の運動施設公募の際、用途地域が第一種低層住
居専用地域であるため、公聴会開催や建築審査会の同意が必要である点や、これらの審議に時間がかかる
点、さらに同意が得られるか未知数である点などの理由で、民間企業が手を挙げにくい事例があった。もし手続
きの一部が適用除外となる場合、こうした公民連携手法による公園施設の設置は、より実施しやすくなると思わ
れる。
○都市公園法改正により、新たに創設された Park-PFI（公募設置管理制度）を活用することは、民間の優良な
投資を誘導し、公園管理者の財政負担の軽減が図られるとともに、老朽化した公園施設の改修や新たな収益施
設導入等を民間事業者が行うことにより、民間のアイデア等を活かした、公園の質・利便性・魅力の向上等が
期待できる。今後、厳しい財政状況下でサービスの維持や多様化する住民ニーズに対応するため、Park-PFI
（公募設置管理制度）の積極的な導入を検討する必要あり、事業推進にあたっては、コスト縮減等の観点からよ
り迅速で柔軟な対応が求められることが予想されるため、建築基準法第 48 条の特例許可について見直す必要
性があると考えます。ただし、年間の申請件数や社会情勢の変化等を考慮した場合、特定行政庁ごとに条例・規
則を定めて対応することは困難であることから、建築可能な建築物として位置付けるため建築基準法の改正が
必要であると思われる。

各府省からの第 1 次回答

特定行政庁が、許可にあたって周辺住環境への影響について判断するためには、具体的な計画をもって利害
関係者の意見や審査会の同意を得る必要がある。
なお、Park-PFI 等の事業の手続きと並行し、具体的な建築計画をもって、効率的に特例許可の手続きを行うな
どの工夫も考えられる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

PFI や Park-PFI 等の官民連携手法による公園施設の整備について、公募指針の策定や事業者選定、事業計
画の決定等を行う過程で、公園管理者が周辺住民等の利害関係者や学識経験者の意見を聴くことにより、住民
の合意形成や第三者によるチェック等が予め十分に担保されていると特定行政庁が判断できるのであれば、改
めて建築基準法第 48 条第 15 項に基づく意見聴取や審査会同意等の手続（以下、「特例許可手続」という。）を
行う必要がないのではないかと考える。本提案はこのような問題意識から、公募指針策定や事業者選定等の過
程の中に、住民の合意形成等を図る手続を組み込むことで、特例許可手続に代えることを可能とするよう求める
ものである。
特別区以外の追加共同提案団体からも同様の課題が提示されているが、PFI や Park-PFI 等の手法による公園
施設の整備において、建築基準法の特例許可により行った事例やその過程で生じた課題、あるいは特例許可
手続が支障となって官民連携手法の導入を断念した事例等について、全国の地方公共団体における状況を把
握された上で検討をお願いしたい。
「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書」においても民間事業者との

連携を加速することとされており、貴省においても Park-PFI 等を積極的に推進されているものと承知しているところ、複数の地方公共団体において、特例許可手続が必要であるために官民連携手法の導入に支障を来した事例が生じていることに鑑み、都市公園に関する制度を所管される立場からも、その解消に資するよう制度改正等を行うことを望む。

なお、「具体的な建築計画」について、事業計画の案を民間事業者から提案いただく場合には、事業者の選定後でなければ当該計画が決定しないため、並行して手続を行うことは不可能と思われるが、どのような工夫が可能なのか、具体的にお示し頂きたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【水戸市】

現状では、Park-PFI 事業に対し、あらかじめ許可することができず、業者決定後に建築基準法第 48 条の許可取得が必要となり、時間と労力を要する。具体的な建築計画をもって、効率的に特例許可の手続きを行うためにも建築基準法第 48 条の改正が必要と考える。具体的には、公園施設として設置される建築物は、法 48 条の適用を除外又は緩和してよいと考えている。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

特例許可の基準については、地方分権改革推進委員会第 2 次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例に補正を許容するべきである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の早期着手の実現

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付決定の効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。

具体的な支障事例

地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、同交付金交付要綱に基づき、交付申請を行い、所管省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）の交付決定通知を受けたうえで汚水処理施設（農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）の整備事業を推進している。

交付決定の効力は交付決定日以降に生じることとなるが、農林水産省、環境省事業では6月上旬に交付決定通知がなされ、この場合の事業期間は約10か月（6月～翌年3月）となる。

また、当該交付金要綱では、交付決定前事業着手に関する規定がなく、その効力を年度当初（4月1日付け）から生じさせることができない状況となっている。

特に、農林水産省の事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備（道路下に管渠を布設する工事）を行っているが、以下のような事例で支障が生じている。

（支障事例）

交付決定日が6月となるため、約2か月工事を実施することができず、年度内での予算執行の観点から、場合によっては工事の分割発注を行うこともあり、これにより発注事務が煩雑となる。

また、管渠の布設工事を行う場合には、地元の方々と道路の通行規制や工程などの調整を行いながら事業を進めている。分割発注を行うことにより、工事箇所が近接した工区では、地元との調整に加え、施工業者同士の調整が必要となるなど、調整が複雑化することとなる。こうした調整により時間を要するなど、円滑な事業実施に影響が生じている。

以上、本事業は、複数の類似施設（農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）を連携して一体的に整備する必要があることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と同様に、農林水産省、国土交通省、環境省の全ての本事業について、交付決定日にかかわらず効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付決定の効力開始日を年度当初（4月1日付け）とすることにより、これまでより長期の事業期間を確保でき、円滑な事業運営に資する。

根拠法令等

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、浜松市、豊橋市、京都市、熊本市、竹田市、宮崎県

○当市では同様の支障事例はないものの、事業実施の際に提案された取り扱いになると円滑に事業が執行できる。

○農林水産省の交付決定通知は例年6月上旬にあり、それまで工事の公告が行えないので、2月末しゅん工を実施できない事例がある。また、早期着手が可能となることで調査・診断業務が早期着手でき、次年度予算要求が円滑に行え、効率的な事業執行が可能となる。

○当市は、当該補助金を申請していないものの長期の事業期間を確保するという趣旨に賛同出来る。

○当県においても、令和2年度の交付決定は5月26日となっており、執行期間が約10ヶ月となっている。工期の不足期間については繰越措置で対応している。交付決定前事業着手などの規定があれば工期の確保につながる。

各府省からの第1次回答

御提案を踏まえ、関係府省間で地方創生污水处理施設整備推進交付金における交付決定前着手の導入について検討・調整を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業を円滑に実施する観点から、関係府省間での検討・調整を早急に行い、地方創生污水处理施設整備推進交付金における交付決定前着手を令和3年度から導入していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

168

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金に係る諸手続等(整備計画策定・実施に関する計画・交付申請等)について、以下の事項の改善を求める。

- ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保すること。
- ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出或いはメール提出にするなど、事務処理の簡略化を行うこと。
- ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金に係る諸手続は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領第 11 の規定に基づき、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)により電磁的方法により提出することとされている。

しかし、手続に係る申請書等が SCMS により作成され、遅滞なく他機関(市町村・都道府県・地方支分部局・本省)と情報・作業状況を共有できるにも関わらず、公印押印のある公文書の紙提出を求められるうえ、処理についても「本紙到達主義」とされており、本書の郵送期間を除いた日数が実際の作業期間となっている。

また、依頼日から本省への提出期限の間に、システムメンテナンスのため、作業を行えない期間が発生するなど、SCMS は非常に煩雑なシステムであるにもかかわらず、一部の手続きにあってはシステムの稼働状況に影響され、十分な作業時間が確保できない事もある。

一例として、令和元年度補正予算に係る手続にあっては、一部の手続期限が依頼日から本省への必着期限が 11 営業日しかなく(この間、都道府県から本省へは直接提出できないため、郵送等を2度挟む)、10 日も作業時間が確保できないような状況であった。

なお、SCMS の作業性については、以下の支障がある。

- ① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。
- ② セル毎の個別入力が必要で、複数を纏めて処理等ができない。
- ③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。
- ④ 60 分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。
- ⑤ 無関係の担当者もフローに表示され、関係作業や現在の処理・進捗状況が把握できない。
- ⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。
- ⑦ PDF を一括ダウンロードすると、ファイル名が文字化けする。
- ⑧ 要素事業登録時に割当てられる番号は自動採番となっており、計画変更時や次期計画策定時に番号がずれ、位置図など関連資料を都度修正する必要がある。
- ⑨ Excel 等データのインポートに対応しておらず、システム外で計算・編集した内容を再度システム上で入力する必要がある。
- ⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政事務の負担軽減の観点から事務の効率化を図ることができる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第 11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条の2及び3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、群馬県、高崎市、川越市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊田市、西尾市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県

○SCMS については、記入方法やデータ処理において、問題点が多く見られるので、全面的な改修を希望したい。

○左記具体例に同じ。加えて、社会資本整備総合交付金システム（SCMS）は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。公印押印のある公文書の紙提出は業務効率化の妨げになっている。また、SCMS については、システム動作の遅さや入力フォームの大きさ等、作業性に難があるため、システムの見直しを求めたい。

○SCMS 上でのデータ入力箇所は多数あるが、入力時に入力すべき欄への誘導がなく、入力の必要の有無がわかりにくい。入力漏れに気付けない。金額上限を超えているなどについては、エラーメッセージによって、入力データの修正は可能であるが、その他、入力漏れについてはエラーメッセージがないために、その状態で正式提出してしまうこととなる。正式提出にはアクセスコード付きの公印付き鑑文を要するが、入力漏れによる再提出において、公印付き鑑文書の再提出を要することになってしまう。

○交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。また、地整に提出したにもかかわらず書類紛失等により処理が進まないという問題も発生している。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることでシステムの迅速な処理をして頂きたい。

○平成 30 年度より電子化されたが、押印鑑文書については、紙ベースでの提出が求められていることから、実際の作業は郵送期間を除いた期間内で進めなければならない。作業期間の十分な確保と効率化の観点から、押印鑑文書の電子提出の検討を求める。システムの作業性に関して、効率の悪さを感じる場面は多々ある。特に左記の⑨に関して効率の悪さを感じている。申請書等作成時、システムに入力する前段階として、エクセル様式にて調書を提出し、国による事前確認を受けている。国による事前確認を受けた後、システム上に再入力をしているため、効率が悪い。事前確認を受けたエクセル様式のインポート機能の追加を求める。システムの作業性の改善は、効率化を図ることができ、ヒューマンエラーの防止にも繋がる。

○整備計画が複数あり担当課が異なる場合において、SCMS 導入前は国、県及び市における担当部局間のみのやりとりで完結していたが、SCMS に「窓口」という権限が設けられ、その窓口が各地方公共団体に1つのみと限定されていることにより、新たに「窓口」という役割が増えた。それにより、申請等を行うたびに「窓口」とその他の整備計画担当課での調整が必要となり、手間が増加している。マニュアルにおいても、入力必須項目や作業手順が分かりにくい。担当者が変わる時に苦慮している。このように、システム及びマニュアルが実務に則していないことにより、SCMS 導入前に比べ作業効率の低下が顕著であるため、実務に即したシステムとマニュアルの改善を求める。

○SCMS からログアウトせずに誤ってブラウザを閉じた場合、自動ログアウトの機能がないとその申請について入力作業ができなくなってしまう。自動ログアウト機能は必要である。

【全体的事項】

・入力すべき内容の題目の文字数が多ければ多いほど横長になっており、スクロールを何度も行わないとならな

い。入力項目及び要素事業名を残しての分割表示が出来ないため、入力ミスの原因となっている。

・日付入力カレンダーでの選択方式となっている。要素事業ごとに完了予定年月日や着手日、完了日など日付を入力することが多くあり、現状の方式では作業効率が低い。エクセルのような直接入力からの自動変換だと効率が上がる。また一括入力が出来ると更に効率が上がる。

・60分で自動ログアウトされる仕様。大量作業をしていると60分経過に気づかないことも多く、入力内容が全て破棄されてしまう。自動ログアウト警告などが出る仕様にしてもらいたい。また、必要事項が全て入力されていないと一時保存が出来ないことも改修してもらいたい。

【交付申請関係】

全整備計画を合わせると1,000以上ある要素事業について、交付申請時には、整備計画内の全ての要素事業が表示され、今回の交付申請について「対象・非対象」を要素事業毎に選択する必要がある。また、同一整備計画内の要素事業は、ほぼ同じ国科目を充てるが、一括選択が出来ないため、全要素事業ごとに国科目を選択していく必要があり、作業効率が低い。

【年度終了報告及び完了実績報告】

軽微な変更で事業間流用した結果、交付申請時と変更が生じた場合(合計での国費に変更は無い)、報告調書に記載の必要がない事業間流用を一つ一つ手入力しないと各要素事業に国費不要額が表示されてしまう。システムでの自動計算処理をしてもらい、必要があれば手入力で修正としてもらいたい。

○SCMSの作業性について、左記について特に支障を感じているものが「③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。」という点であり、実際に入力ミスが生じたこともある。Excelの様式を基に入力作業を行っているので、システム上の入力画面もExcel様式と同じ形式にしてもらいたい。

以下、上記に加え支障を感じているものの例

■窓口担当の事務量が大きな負担となっている

メンテナンスがある場合などの連絡窓口というイメージでいたが、実際には各事業課で入力作業を行う際に、窓口担当課にて開始時の入力作業・提出時の入力作業が必要があるため、所管している事業以外の情報や進捗状況を把握する必要が生じ、事務負担が非常に大きくなった。

■要望情報の入力各担当において負担増となっている

最初のステップとして窓口担当にて、市で所管する全ての計画の配分額及び流用情報を入力する必要があるため、システム導入以前には必要のなかった取りまとめ作業が必要になる。

基幹事業担当では計画(事業)毎の入力作業ではなく、事業種別ごとの入力となっているため、そのステップにおいても取りまとめ作業の必要が生じている。

○SCMSの作業性については、以下の支障がある。

① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。

② セル毎の個別入力が必須で、複数を纏めて処理等ができない。

③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。

④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。

○SCMSの画面標記が横長なため、何度もスクロールする必要があり、誤入力の原因となり得る。また、入力すべき項目がわかりづらい箇所があり、次に進めなくなる場合がある。

○申請の進捗状況を確認するのに、計画毎にひとつひとつ申請のフローを開いて確認する必要があり、事務の効率が悪い。

○行政事務の負担軽減はもちろんのこと、事務処理ミス防止の観点からもシステムを含めた諸手続きの見直しが必要と考えます。

○PDFを一括ダウンロードするとファイル名が文字化けする。システムの改善とともに、マニュアルをわかりやすいものしていただきたい。一見して何を入力するのかわからない。

○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に関する支障事例として、入力が必須である項目が未入力であった場合にも、エラー表示などなく、申請ができてしまう事がある。

一例として、実施に関する計画の国費率の入力、交付申請の事業費内訳の入力など、必須項目が未入力であっても申請が可能となる仕様であり、入力ミスの原因となる。

○紙ベースの押印文書提出が求められている。SCMSの支障(① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。)が起きている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しない

と、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。
○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナ感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。
現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するようSCMSの機能改修の検討を現在進めているところですが、その他の機能の改修・拡充についても検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

システムの改修、機能の拡充に当たっては、地方公共団体の意見を取り入れて対応いただくとともに、提出された各意見に対する改修内容及びそのスケジュールについてあらかじめ明らかにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福岡県】
その他の機能の改修・拡充についても検討を進めるとのことであるので、システム入力時の作業性向上や誤り防止を図るため、CSVデータ等のインポート機能追加を検討していただきたい。

【ひたちなか市】
社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。
紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を目途に考えているのか回答を求める。

【新潟市】
令和2年度より新設された都市構造再編集集中支援事業(個別補助制度)においても、同システムで申請処理等が可能となるような改修を併せてご検討願います。

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、社会資本整備総合交付金に関し、事務手続のデジタル化及び公印の省略をすることについて説明があった。
本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の補助金等全体に関するデジタル化や公印廃止に向けたスケジュールを2次ヒアリングまでに示していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

175

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し

提案団体

栃木県、福島県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。)について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事は砂防法に基づき、法定受託事務として砂防指定地の監視、砂防設備の工事、維持・管理を行う義務があるほか、治水上砂防のため、条例で定めるところにより、砂防設備を損傷する行為の禁止や、建築物の新築、立木の伐採、土砂採掘等の制限等を行うことができることとなっている。

一方、砂防指定地の指定については、国土交通大臣(本省)が権限を有しており、都道府県知事は「砂防指定地指定要綱」の指定基準に該当すると認める場合に進達するものとされている。都道府県は進達に当たって、予め砂防事業全体計画に係る構造協議を各地方整備局と行い、国土交通省(本省)に事前協議に向けた書類を提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るという流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、砂防指定地の指定が遅れる大きな要因となっている。

昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、対策工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、砂防指定地の迅速な指定が行えないため工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

砂防指定地の指定に係る手続を大幅に短縮することが出来れば、都道府県が行う砂防設備の工事の早期着工等が可能となり、地域住民の安心・安全な暮らしに資する。

根拠法令等

砂防法第2条、砂防指定地指定要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

兵庫県、松江市、愛媛県、久留米市

○災害関連砂防事業等においては発災する時期が不明であり、一刻も早く対策工事に着手する必要があるため、災害発生時における砂防指定地の進達については随時受付とされたい。

各府省からの第1次回答

砂防法第2条による砂防指定地の指定については、昭和41年4月20日建河発第69号建設省河川局砂防課長通達「砂防指定地の編入について」において、「今後は水系ごとに治水上砂防のため広域的な一定計画をたてこれが適正を図るため毎年度期日を定めて指定のため協議することとしたので御了知ありたい。」としていたところである。本通達は、平成12年地方自治法改正により、技術的助言と整理されているところであるが、現在においても、効率的に指定の事務を行うため、年3回都道府県へ指定を行うべき区域についての事前協議を通知しているところである。

しかし、事前協議については、通知の文書において「災関事業(※)など急を要する場合は、個別に調整願います。」(※災害関連緊急砂防事業)と記載しており、年3回の事前協議時に限らず、対応を可能としているところであり、具体的な支障事例として記載の「その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、砂防指定地の指定が遅れる大きな要因となっている。」については、事実とは異なるところであると認識している。

このように、砂防指定地の指定については、計画的に進めていただいているところであるが、「災害対応に限らず」急を要する場合は個別に調整し、事前協議に間に合わない場合においても指定を行っているところである旨について、今後は、各都道府県に発出している文書にも明確に記載し、広く周知して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

砂防指定地は土砂災害対策の基礎として非常に重要な役割を果たすものと承知しているが、その指定については、土砂災害の危険を感じている地域住民にとっては急を要するものであり、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化する昨今の状況を鑑みれば、その指定の迅速化がますます必要になっているものと考え。貴省の第1次回答によれば「急を要する場合は個別に調整」しているとのことであるが、結果的に事前協議の実施が認められなければ指定が遅れ、早期の対策を行えないこととなる。また、事前協議を予定していた案件が地権者同士の境界確認など不測の日数を要し、計画的に進められない場合もある。

以上を踏まえ、事前協議について、個別の調整を要することなく全て随時受付可能としていただきたい。

なお、随時受付について、各都道府県において指定を計画的に進めることとは必ずしも矛盾しないと考え、その点について貴省の見解があればお示し願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

176

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し

提案団体

栃木県、福島県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣（農林水産大臣又は国土交通大臣）が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事は地すべり等防止法に基づき、法定受託事務として地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理や、指定の通知を受けた地すべり防止区域内への標識の設置を行うこととされている。また、地すべり防止区域内において地下水を誘引・停滞させる、大型用排水路を新設する等の行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、地すべり防止区域の指定については、主務大臣（農林水産大臣又は国土交通大臣）が権限を有しており、都道府県知事は指定の必要がある管内区域について、地すべり指定申請をするものとされている。

例えば、国土交通大臣に対する申請においては、都道府県は予め各地方整備局と事業計画に係る工法協議を行っている。一方、地すべり防止区域の指定に係る事前協議に向けた書類は国土交通省（本省）に提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るという流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回（4ヶ月後）以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。

昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、地すべり防止工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、地すべり防止区域の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地すべり防止区域の指定に係る手続を大幅に短縮することが出来れば、都道府県が行う地すべり防止工事の早期着工等が可能となり、地域住民の安心・安全な暮らしに資する。

根拠法令等

地すべり等防止法第3条、地すべり等防止法の施行について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、兵庫県、松江市、愛媛県

〇地すべりという特性上、災害関連地すべり事業となる場合が多く、発災する時期が不明であり、一刻も早く対策工事に着手する必要があるため、災害発生時における地すべり防止区域の進達については随時受付とされたい。

各府省からの第１次回答

国土交通省は、地すべり等災害防止法第3条による地すべり防止区域の指定については、効率的に指定の事務を行うため、年3回都道府県へ指定を行うべき区域についての事前協議を通知しているところである。しかし、事前協議については、通知の文書において「災関事業（※）など急を要する場合は、個別に調整願います。」（※災害関連緊急地すべり対策事業）と記載しており、年3回の事前協議時に限らず、対応を可能としているところであり、具体的な支障事例として記載の「その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回（4ヶ月後）以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。」については、事実とは異なるところであると認識している。

地すべり等防止区域の指定については、計画的に進めていただいているところであるが、「災害対応に限らず」急を要する場合は個別に調整し、事前協議に間に合わない場合においても指定を行っているところである旨について、今後は、各都道府県に発出している文書にも明確に記載し、広く周知して参りたい。

農林水産省においても、国土交通省と同様に、急を要する案件について随時対応を行っており、今後もしっかりと対応して参りたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

地すべり防止区域は地すべり対策の基礎として非常に重要な役割を果たすものと承知しているが、その指定については、地すべりの危険を感じている地域住民にとってはいずれも急を要するものであり、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化する昨今の状況を鑑みれば、その指定の迅速化がますます必要になっているものと考えられる。貴省の第1次回答によれば「急を要する場合は個別に調整」しているとのことであるが、結果的に事前協議の実施が認められなければ指定が遅れ、早期の対策を行えないこととなる。また、事前協議を予定していた案件が地権者同士の境界確認他など不測の日数を要し、計画的に進められない場合もある。

以上を踏まえ、事前協議について、個別の調整を要することなく全て随時受付可能としていただきたい。

なお、随時受付について、各都道府県において指定を計画的に進めることとは必ずしも矛盾しないと考えるが、その点について貴省の見解があればお示し願いたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務の廃止

提案団体

神奈川県、埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の経由事務の廃止を求める。
また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の経由事務の廃止を求める。
併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務については、県への申請書等の提出が年間約350件程度もあり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっている。また、経由によって免許交付までに時間が掛かっている。(大臣免許の場合平均100日、都道府県知事免許の場合平均30日)。
これらの申請書等の情報については、基本的に都道府県において活用する必要がない情報であるが、必要な場合でも、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。
以上を踏まえ、当該経由事務については、第9次地方分権一括法で改正した建設業法と同様に、廃止を求める。
また、第50条第2項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由することとされているが、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては経由するメリットが生じていない。本県においては年間500件以上の届出があり、そのほとんどが国土交通大臣へ提出すべき届出であるところ、形式チェック、書類送付等に事務負担が生じているため、併せて経由事務の廃止を求める。
加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務についても、現在全国的に許可を受けている業者は存在しないが、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難であることから、併せて経由事務の廃止を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行

政全体としての事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項、第 78 条の 3、積立式宅地建物販売業法第 54 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、山口県、沖縄県

○（宅建業法）経由事務の実施に対する対価が措置されておらず、事務上の負担となっている。
○宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務については、申請書等の受付件数が多く、事務負担が生じている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約 1 週間の期間を要している。これらの申請書等の情報については、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。申請・届出の都道府県を経由するという義務付けを廃止することで、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものとする。また、第 50 条第 2 項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては経由するメリットが生じていない。大臣あての届出が多数あり、事務負担が生じているため、併せて経由事務を廃止すべきと考える。加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務についても、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難である。

各府省からの第 1 次回答

経由事務の廃止については、事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか、都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないかといった、申請者や各都道府県等における支障の有無等を確認しながら、今後の対応を総合的に検討していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか」について
・都道府県を経由することで、申請等の内容について、都道府県での形式審査による補正に加え、地方整備局での形式・内容審査による補正もあり、申請者等がそれぞれに対応していることから、二重の負担となっており、申請者等から不満の声がある。
・都道府県での形式審査に時間を要することになり、免許までに日数が多くかかっている。そのため経由事務を廃止することは、申請者にとって早期の免許取得につながる。
・コロナウイルス感染症対策の一環として、当県でも郵送による受付を推奨している。郵送での受付であれば、都道府県が受付を行う場合でも、地方整備局が受付を行う場合でも、申請者等の負担は変わらない。
「都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないか」その他の「都道府県等における支障の有無」について
・都道府県は、宅地建物取引業免許事務等処理システムや法による報告・検査権により、大臣免許業者の監督のために必要な情報は得られる。
・したがって、経由事務を廃止しても、都道府県に特段の支障は生じないとする。
・むしろ、経由事務の廃止により、申請者等への確認や書類管理・整理、発送作業などの都道府県の事務負担がなくなるという利点がある。
以上を踏まえ、宅地建物取引業法第 50 条第 2 項に規定される届出及び積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務も含め、廃止の方向で前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○建設業において経由事務が廃止された事例を踏まえつつ、経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無等を必要最小限度で早急に調査した上で、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○事務所以外の施設の設置の届出に係る経由事務の廃止についても、同様に、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されている中、窓口における対面での手続の必要性は、経由事務を存続させる根拠とはならないのではないか。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

190

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県経由事務等の廃止

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産の鑑定評価に関する法律第23条及び第26条、第27条、第29条の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する登録申請書等の経由事務の廃止を求める。
また、第31条第2項の規定等により都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、併せて廃止を求める。

具体的な支障事例

不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、都道府県が法定受託事務として経由事務を行うこととされているが、届出業者数は少ないものの、県へ提出される申請書類が膨大であり、チェックに相当時間を要しているとともに、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。
これらの書類については、都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっていることに加え、都道府県を経由するため、免許交付までに時間がかかることとなる。
また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、1業者当たり年2～6回程度国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じていることから、併せて廃止を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行政全体としての事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

不動産の鑑定評価に関する法律第23条、第26条、第27条、第29条、第31条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福島県、茨城県、大阪府、福岡県、鹿児島県

○当該事務については、届出件数は少ないものの、届出があった場合は書類チェックや修正依頼等に時間を要し、事務負担となっている。

○不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約1週間の時間を要している。申請・届出の都道府県を経由するという義務付けを廃止することで、都道府県から国への送達等に要している期間が短縮されるとともに、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものとする。また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じている。

○国土交通大臣登録不動産鑑定業者への監督権限を有していない都道府県が、書類の不備等をチェックするだけの独自の判断を伴わない経由事務を行うことに合理性はなく、また、本提案対象事務と類似する、都道府県が国と申請者の経由機関として形式チェック等を行う不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務については、第10次地方分権改革一括法において廃止予定である。

各府省からの第1次回答

「不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県の経由事務」及び「不動産鑑定業者登録簿等の供覧等」について、各都道府県や申請者等における支障の有無や閲覧の実績を確認した上で、今後の対応を検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「各都道府県における支障の有無」について

- ・都道府県にとって大臣登録業者の申請等の手続きについては、提出される申請書類等の部数が多く、申請者等への確認や書類管理・整理、発送作業などに事務負担が生じ、相当な時間を要している。

- ・取扱件数が僅少なことに加え、申請に必要な書類には、大臣登録申請が必要であり、都道府県知事申請で必要でないもの(案内図・事務所を確認する書面等)もあるため、都道府県にとって事務のノウハウの取得や継承が困難な状況になっている。

- ・都道府県は大臣登録業者に対する監督権限を有しておらず、都道府県にとって、経由事務で得られる情報で特に必要となるものはない。

「申請者等における支障の有無」について

- ・都道府県を経由することで、申請等の内容について、都道府県での形式審査による補正に加え、地方整備局での形式・内容審査による補正もあり、申請者等がそれぞれに対応する必要があることから、二重の負担となっており、申請者等から不満の声がある。

- ・都道府県での形式審査に時間を要することになり、登録までに日数が多くかかっているが、経由事務を廃止することにより、申請者にとって早期の登録につながる。

- ・コロナウイルス感染症対策の一環として、当県でも郵送による受付を推奨している。郵送での受付であれば、都道府県が受付を行う場合でも、地方整備局が受付を行う場合でも、申請者等の負担は変わらない。

「閲覧の実績」について

- ・大臣登録業の閲覧事務については、本県では、閲覧実績は僅少である(令和2年度は7月現在、全体で2者から25件の閲覧申請があったが、その中に大臣登録業者についての閲覧申請は無かった)。しかし、更新登録や変更登録がある度に、登録簿の配架など、都道府県において、一定の事務負担が生じている。

- ・都道府県内に支店(主たる事務所でない事務所)のある大臣登録業者に関する申請書等も閲覧に供することとなっているが、当該申請書等は本件を経由しないため、閲覧者から問合せがあっても責任をもった回答ができないという支障がある。

以上を踏まえ、都道府県経由事務等の廃止の方向で前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 建設業において経由事務が廃止された事例を踏まえつつ、経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無を必要最小限度で早急に調査した上で、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。
- 都道府県における大臣登録業者登録簿等の供覧の廃止についても、同様に、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

191

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築士法における都道府県経由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている経由事務の廃止を求める。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するように求める。

具体的な支障事例

【現行の概要】

一級建築士の免許等に係る国土交通大臣への書類提出及び届出並びに国土交通大臣からの書類交付については、都道府県が法定受託事務として経由を行うこととされているが、実際には住所等の届出、死亡等の届出及び一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類提出のみ都道府県が窓口を担っており、その他については、中央指定登録機関である(公社)日本建築士会連合会が国に代わって事務を行うため、その窓口についても、下部組織である各都道府県の建築士会が行っている。また、一級建築士試験の申込についても、中央指定試験機関が行わない試験にあつては都道府県を経由することとされているが、現状では全ての試験を当該機関が実施しているため、都道府県経由は生じていない。

【支障事例や将来生じうる課題】

当県は経由事務として年間400件以上の届出等を処理している。経由によって得られる情報は県として把握する必要のないものや他の手段により入手可能なものであり、経由によるメリットがないにも関わらず、提出物の整理や確認、発送等を行わなければならない、負担となっている。また、書類の提出先が内容によって都道府県と建築士会に分かれていることから、申請者にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠く状況にある。特に都道府県が提出先となる届出等は、郵送の可否や国への書類の送付等に係る運用が異なっており、申請者の手続をより複雑にしているところ、結果的にその処理期間にも差異が生じているとみられる。

また、中央指定登録機関が行っている事務について、国が当該機関に代わって自ら実施する事態が生じた場合には、建築士法第10条の3に基づき都道府県が経由を行うことになるものと解釈される。これによって新たに都道府県の事務負担が増えることに加えて、当該機関が指定されて以降その経由を行っていない都道府県が、ノウハウもない中で突然事務を行うこととなると、現在の都道府県の経由事務の運用状況を鑑みても、申請者が手続を行う際に更なる混乱を招くことが懸念される。なお、この懸念事項については、一級建築士試験に係る都道府県経由事務についても該当するものと思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、中央指定登録機関が一括して窓口業務を行うことで、申請者等の利便性向上が期待される。なお、中央指定登録機関又は中央指定試験機関が行う事務を国が行うこととなった

場合に、都道府県の経由が廃止されていても、届出等に係る方法の案内の充実や、郵送での受付拡充等の措置を講ずることで、申請者の利便性を担保することは可能と考える。

根拠法令等

建築士法第 10 条の3第1項及び第2項、第 10 条の4、第 15 条の7、第 36 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、愛知県、高知県

○当県においては、年間 250 件以上の届出等処理している。経由をする事によって、書類の整理や発送等で手間と費用負担はかかっているが、それによって得られるメリットは特に無い。また、国が中央指定登録機関または中央指定試験機関が行っている業務を自ら実施する際に、新たに多くの届出等の都道府県経由事務が発生することは、都道府県の大きな事務負担になるだけでなく、申請者の混乱を招く恐れがあり、懸念されるものである。

各府省からの第 1 次回答

＜建築士法第 10 条の3及び第 15 条の7に規定する都道府県知事経由事務について＞
実際の事務処理状況、他の都道府県等の意見等を踏まえて廃止による支障がないことが確認できれば、廃止する方向で検討する。
＜建築士法第5条の2に規定する住所等の届出、同法第8条の2に規定する死亡等の届出及び同法第9条第1項第1号に規定する取消しに係る申請に係る窓口と同法第 10 条の4に規定する一級建築士登録等事務に係る窓口を一本化することについて＞
建築士法第 10 条の3に規定する一級建築士免許等事務に係る都道府県知事経由事務を廃止した場合、同法第5条の2に規定する住所等の届出等は国土交通大臣宛てに行うこととなるが、これらの届出等については免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、窓口を一本化することは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

＜都道府県知事経由事務について＞
他の都道府県における実際の事務処理状況、意見等も踏まえて、早期の廃止に向けて積極的な検討を進められるよう希望する。
＜窓口を一本化することについて＞
建築士法第 10 条の3に規定する都道府県知事経由事務を廃止した場合、一級建築士免許等に関する届出等は、国土交通大臣に対して提出するものと中央指定登録機関に対して提出するものがなお併存することとなる。提案内容記載のとおり、書類の提出先が内容によって分かれることは、申請者等にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠くものとする。
免許の取消し等、現行制度において国土交通大臣が行っている事務自体は中央指定登録機関に処理させることが困難としても、書類の提出の窓口だけでも中央指定登録機関に一本化することができるのであれば、申請者の利便性を担保することが出来ると考えられる（例えば当県では、当該機関の窓口を担っている建築士会に受付業務を委託し、運用により申請窓口を一本化している）ため、経由事務の廃止と併せて積極的な検討を希望する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無等を必要最小限度で早急に確認した上で、提案を実現する方向で検討いただきたい。
- 免許の取消し等の事務を国において処理する場合であっても、窓口業務は中央指定登録機関に行わせることができるのではないか。関係機関の意見を踏まえつつ、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金制度の完全電子化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化を求める(申請書の電子公印化、様式上の押印の廃止など)。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成30年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。
鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

押印文書提出の電子化により、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務処理の迅速化及びペーパーレス化につながる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、ひたちなか市、高崎市、川越市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県

○押印文書提出の電子化により、押印文書の送付から国の受付処理までの期間が短縮でき、事務作業の効率化が図られる。また、交付決定においては、早着以外の事業箇所など、交付決定が早まることで、事業の早期執行にも繋がる。
○短期間での作業を強いられる上に、整備計画毎にバラバラに依頼が来るので、事務が煩雑になる。
○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース

処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。

○交付金の申請等の手続きが平成 30 年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。また、地整に提出したにもかかわらず書類紛失等により処理が進まないという問題も発生している。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることでシステムの迅速な処理をして頂きたい。

○平成 30 年度より電子化されたことにより、手続きが簡素化されたが、アクセスコードが記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書の提出が求められている。また、電子化について、国土交通省所管の他の交付金への適用の検討を求める。(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)

○システム上ではスムーズなやり取りが可能となっているが、押印文書はほとんどの自治体が郵送で提出しているため、少なくとも1日は待つ必要があり、その部分を電子化できれば今よりも効率的に作業を進めることができる。

○国へシステム申請した資料について、内容に不備があり差戻しを受けた場合、再提出を行うと申請書鑑に記載されているアクセスコードが変更されるため、紙原本の再提出が必要となる。

このため、システム内で1日で修正作業完了するような内容であっても、国の承認には県事業で2～3営業日、市町村事業では4～6営業日程度のタイムラグが生じる。

○公印を押印した文書を県へ持って行く時間と手間がかかっている。

○当市では、各所属で押印した鑑文書をひとつの課で集め、その課から整備局に提出をしている。押印文書の電子化が行われれば、その事務がなくなるため効率的になり、なおかつ整備局に郵送をする手間や費用が抑えられる。

○紙ベースの押印文書(鑑文書)提出には、市区町村→都道府県→地方整備局→本省とそれぞれのステップ毎に作業時間+郵送にかかる時間が必要となる。また、その後内容の修正が生じた場合には再度同じ作業を繰り返すことになり、物理的に提出期限に間に合わなくなってしまうことも起こりうる。既に実務において「スキャンデータでの送付可」といった指示を受ける事例もあり、電子化による支障はなく、効率化が図られるものと考ええる。

○電子データ及び押印した文書を送付する必要がある、到着までに時間がかかる上、作業効率向上の効果が限定的となっている。

○当市においても同様の支障事例が発生している。アクセスコードの記載されている鑑文書の提出期限が短い。ため通送便による郵送では間に合わず、職員が出張にて都道府県に持参している状況。押印制度の見直しや押印文書の提出の電子化等の制度改正が必要と考える。

○市町村事業に係る、交付金の交付申請における所定様式(申請報告書)については、システム(SCMS)よりダウンロードしたものを用いて、国へ紙ベースで提出(送付)している。システムからは、交付金の計画毎かつ市町村毎でしか所定様式がダウンロードできないため、交付申請に係る必要書類を各々に分ける必要があり、申請事務に多大な労力を要している。交付金の申請等を、電子化すると共に、計画毎に市町村一括で申請可能としたいだければ、大幅な事務の省力化が図れる。

○鑑文書について、紙ベースの押印文書提出が求められており、その文書が本省へ到着することが申請承認の要件となっているため、電子化による簡素化の効果が限定的となっている。

○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しないと、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。

○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナ感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。

○社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成 30 年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。このため、提出期日の余裕がない場合、直接県庁に出向き提出した。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。

現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修の検討を現在進めております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

紙書類の確実な廃止に向けて、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の機能改修等の検討を進めていただきたい。

また、地方公共団体がシステム改修にスムーズに対応できるよう、事前に、地方公共団体の要望も確認し、現在の検討内容及び今後のスケジュールをあらかじめ示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【ひたちなか市】

社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。

紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を目途に考えているのか回答を求める。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、社会資本整備総合交付金に関し、事務手続のデジタル化及び公印の省略をすることについて説明があった。

本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の補助金等全体に関するデジタル化や公印廃止に向けたスケジュールを2次ヒアリングまでに示していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

農業用水路の災害復旧に係る手続の簡素化

提案団体

道志村、市川三郷町、忍野村

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

災害時に河川法に基づく許可を受けて設置された取水施設、用水路等が損傷し、許可を受けた水利使用を適正に行うことができない状況が発生した場合は、河川法 26 条の許可取得にあたり、水利権者の同意手続を得なくても迅速に復旧できるようにしてほしい。

具体的な支障事例

令和元年の台風 19 号によって、村内にある道志川(相模川水系の第1級河川)からの取水口に繋がる水路(村所有)が被災し、原型復旧する工事を早急に行う必要が生じた。
一昨年の台風被害時に同様の被害があり、その時に河川管理権者である県に相談したところ、水路の工事を行うにあたっては関係河川使用者の水利権保護を理由に、河川法に基づいた所定の手続きを行う必要があるとの見解が示された。その手続きにおける関係河川使用者の同意取得の範囲の判断基準については不明確であった。(同意書は、任意の様式を用いて、水利権者を1軒ずつ訪問し、当該工事について説明し書類にサインをもらう形となり、3か月以上を要することが予想された。)
令和元年台風 19 号時も同様の手続きが求められることが考えられたが、迅速な対応が必要であったため、同意取得を求められるコンクリートを使った復旧は断念し、河川法上の手続きを踏まずに行える簡易的な復旧を行った。
また特に地元の特産品である農作物の栽培においては、大量の水が必要となるため、災害復旧をより迅速に行う必要もあり、災害復旧の際の手続きに限り、その簡素化が必要である。
河川法第 38 条においては、許可申請者による関係河川使用者の同意取得は、あくまで河川管理者による関係河川使用者への通知が不要な場合の条件とされているのみであり、仮に河川管理者から通知を受けた関係河川使用者から意見の申出があった場合でも、同法第 40 条第 1 項第 1 号に基づき「公益性が著しく大きい場合」等と認められれば、許可が可能とされているところ、今回のようなケースにおいて申請者における関係河川使用者の同意取得が求められることは法律の趣旨に照らして適切ではないものとする。
また、そもそも、同法第 38 条では「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」については同意不要だが、原型復旧によって損失を与えることは想定し難いため、この場合に該当するのではないかと。
東日本大震災時には、取水施設等が被害を受けた場合等の水利使用許可制度の適切な運用を求める事務連絡が出されているところであり、これと同様に、災害時の迅速かつ柔軟な対応を可能とする問題意識の下で、災害復旧に係る同意取得手続が不要となるような制度または運用の見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害復旧時は、農作物への影響を考慮すると、迅速に原型復旧する必要がある。河川法に基づく手続きの簡素化が図られることにより、住民の生活及び地域農産物の栽培への影響を最小限に抑えることができる。

根拠法令等

河川法第 23 条、第 23 条の 2、第 24 条、第 26 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条
河川法施行規則第 11 条、第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山北町、上越市、豊田市、京都市、広島市、徳島県

○当該支障事例は、河川管理者側の河川法に関する認識・運用の問題ではないかと考える。担当する河川管理者によって河川法の解釈を異にすることはあってはならず、河川管理者側の情報共有と統一的な対応、申請者側に疑義が生じた場合の相談窓口の創設等により対応すればよいのではないかと考える。しかし、河川法における各種許可・届出等の手続の簡素化は望む。

各府省からの第 1 次回答

河川法第 38 条では、水利使用に関する許可申請があった際、河川管理者は当該申請の概要について関係河川使用者に通知しなければならない旨が規定されているが、同条ただし書きにより、以下の者については通知を省略することが認められている。

①従来から河川を使用している関係河川使用者のうち当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者

②当該水利使用を行うことについて同意した者

本通知の効果は、通知を受けた者が、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができることである。（河川管理者においては、水利権申請後にトラブルが発生しないよう、申請者にはあらかじめ関係河川使用者から水利使用を行うことについて必要な同意を得たうえで申請手続に入るよう指導している。）

従って、同条の規定によれば、取水箇所より下流に別の占有者（取水している者）がいる場合は必ず当該者の同意を得る必要があるというわけではなく、下流に別の占有者がいたとしても、当該者が当該水利使用により損失を受けないことが明らかであれば、当該者に対する同意取得手続は不要となる。

なお、下流に漁業権を有する者に対しては、以下の場合に同意を得る必要があるが、その他の場合は基本的に同意取得手続は不要である。

①魚類の遡上等を妨害するダム等の工作物を設置する場合

②取水により河川の流量が大幅に減少する場合

上記は一般的な解釈であり、実務上、河川管理者が申請者に対し、当該水利使用に係る関係河川使用者から同意を得るよう求めるか否かは、個々の河川ごとの特徴を踏まえ、その流量や水質等に影響が出ないかを勘案し、個別具体的に判断することになる。

一般論として、災害復旧事業としての施設の原形復旧工事（既に許可を受けて設置していた施設が被災したため、それを元に戻すため工事）であれば、下流の関係河川使用者は「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」に該当するため、当該工事に係る水利使用の申請前に当該者の同意を得る必要はないものと考えている。

なお、本提案に係る事案において県が示した判断については、当該河川に関する情報量が不足していること、また、県が同意を必要と判断した根拠も示されていないことから、その是非について判断することは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

県が示した判断の根拠については、当村も把握していないが、国土交通省の回答にあるように「河川管理者においては、水利権申請後のトラブルが発生しないよう、申請者にはあらかじめ関係河川使用者から水利使用を行うことについて必要な同意を得たうえで申請手続に入るよう指導している」ことによるものではないかと考えられる。

追加共同提案団体から示された支障事例にあるように、本支障事例は、河川管理者側の河川法に関する認識・運用の問題であり、河川管理者によって河川法の解釈を異にすることはあってはならないことから、河川管理者側への情報共有と統一的な見解が示されるようなガイドラインの策定等による対応を求める。

また一方、近年、激甚災害に認定されるような未曾有の災害が国内で数多く発生していることを受け、東日本大震災時の事務連絡（「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」）により取水施設等が被害を受けた場合等の推理利用

許可制度の運用について)と同様に、水利使用許可制度における災害時の迅速かつ柔軟な対応を可能とするよう、制度又は運用の見直しを引き続き求めたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

堆積土砂排除事業における補助対象要件の明確化及び堆積土砂量の推計方法の合理化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

堆積土砂排除事業について、以下の①及び②の措置を求める。

①「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」第2定義9ハ号に規定される市町村長が「公益上重大な支障がある」と認める場合として、「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」も含めることができることを基本方針等において明確化すること。

②堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計方法について、土の特性を考慮し、堆積土量に土の変化率を乗じて対象とする土砂量を算出できることを「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項」において明確化すること。

具体的な支障事例

令和元年10月に発生した台風19号による河川氾濫により、堤外地内の一般社団法人等が非営利目的で運営するスポーツグラウンド等において、土砂や漂流物の堆積、施設損壊等の被害が発生した。当該施設は多くの市民が利用する公益目的の施設であり、当市において地域経済活性化やスポーツ振興の重要な拠点となっているが、法令上公共施設に該当せず宅地等と同等に扱われるため、堆積土砂の撤去や損壊施設の処分・復旧に対して災害復旧事業の活用ができなかった。堆積土砂や漂流物の撤去等には膨大な費用と時間がかかるが、非営利で活動する団体であるため、罹災時の資金調達に困窮し、復旧に時間を要することとなっており、その結果、当該施設の利用を長期間に渡って休止せざるを得ず、市民の福祉向上を妨げることとなった。また、昨年の台風の罹災時に、当市では堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計に当たって、掘削により土の体積が大きくなることは承知しており、かつ、堆積厚の計測において土の性質を特定することも可能であったが、土の変化率を乗じて算出してよいか分からなかったため、変化率を乗じずに算出した堆積土砂量をもとに事業費の申請を行った。その結果、掘削により土の体積が大きくなった分、申請額を実際の搬出量に基づく実費が大きく上回り、本来であれば事業の活用が認められるはずの土砂について、対象とすることが出来なかった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

堆積土砂排除事業の活用に当たって、市町村が自ら事業の活用必要性を判断できる余地が広がり、住民にとって必要な災害復旧支援の実施に資する。また、市町村が行う事業費の算定をより正確に行うことが可能となり、事業の適正な実施に資する。

根拠法令等

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、都市災害復旧事業事務取扱方針、堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項、宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、豊橋市、愛媛県、竹田市、宮崎県

—

各府省からの第１次回答

<①について>

本事業は、市街地が堆積土砂による災害を受けた場合において、速やかに復旧し、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的として、補助しています（「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」第１）。本基本方針においては、「堆積土砂排除事業」に該当するものの一類型として、「市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの」を規定しています。

ご指摘の「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」については、本基本方針の解釈上、本要件に該当することは明らかであると解しております。

<②について>

堆積土砂量の土量変化については、運搬すべき土量の運搬費用算定の過程において、土質に応じた土量変化を既に考慮することとなっています。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

<①について>

現行制度において、市町村長が「公益上重大な支障がある」と認める場合として、「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」も含めることができると理解した。これにより、発災時に地方自治体による迅速な判断が可能であると考えます。

<②について>

現行制度において、土質に応じた土量変化を考慮した算定を行うことができると理解した。

なお、実際の土量の変化については、土質により左右されることから、運搬費用の算定時の変化率の検討にあたっては、都度事前協議において相談できるものと理解する。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第 15 条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 15 条第1項及び第2項の「建築工事届」「建築物除却届」及び同条第3項の「建築物災害報告書」の内容についてオンライン化し、国が当該入力結果を確認することができるようにすること。
なお、法制度上、都道府県が関与するステップが必要ということであれば、建築主等が入力した届出・報告の内容を、都道府県が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に進達されるようにすることが考えられる。

具体的な支障事例

【現行制度】

建築物を建築する建築主や建築物を除却する施工者は、都道府県等に対して建築基準法第 15 条第1項及び第2項に基づく「建築工事届」や「建築物除却届」を提出しなければならない。

また、市町村の長は、その区域内における建築物が災害により滅失等した場合に、都道府県に対して、同条第3項に基づく「建築物災害報告書」を提出しなければならない。

これらの「建築工事届」等を受理した都道府県等は、法第 15 条4項の規定に基づき、毎月、「建築着工統計調査票(マークシート形式)」等に「建築工事届出」等の内容を転記して作成し、国土交通大臣へ提出することが義務付けられている。

調査票の作成は、シャープペンシル(0.5mm、HB)を使用することが求められており、都道府県等は、建築主から紙面で提出された「建築工事届」等をもとに、手書きで調査票に転記している。

【支障事例】

限られた人員の中で、年 34,429 件(令和元年実績)の調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きい。

また、正確さが求められる統計において、人の手で「届出から転記する」という作業は、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。(令和2年度から、マークシートではなく Excel の調査票の提出も可能となる旨が国土交通省から周知されているものの、紙面で提出された内容を Excel に入力する労力は依然として大きく、またヒューマンエラーが生じる可能性も軽減されていないものとする。)

加えて、「建築着工統計調査」は基幹統計であり、当該調査に要する経費は、地方財政法第 10 条の4に基づき、地方公共団体が負担する義務を負わない経費とされているが、国からは予算の範囲内として少額しか措置されず(年 120 万円程度)、1 件当たり 33 円程度の予算では実作業量とあていないと考える。

なお、届出に係る建築物が建築基準関係規定に適合するか否かは、法第 6 条に基づき提出される「建築確認申請」により確認できるため、都道府県では調査票を作成する必要はない。

建築統計の策定は法定受託事務とされているところであり、都道府県は本来国が果たすべき役割を代わりに担っているに過ぎないものである。

都道府県の事務負担を軽減するため、積極的な検討を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査票の転記事務を行う必要がなくなり、行政の事務負担が大幅に軽減される。
また、転記時にヒューマンエラーが発生する可能性がなくなる。
国においても、都道府県への交付金措置やマークシート集計事務が不要となることが見込まれる。

根拠法令等

建築基準法第 15 条、建築基準法施行規則第8条、建築動態統計調査規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、いわき市、前橋市、高崎市、愛知県、兵庫県、山口県、高知県、熊本市、沖縄県

○当県では、紙面で提出された建築工事届等について、建築動態統計調査規則第7条第2項第2号により、Excel ファイルに情報を入力し、国土交通大臣へ交付している。令和元年度実績で、建築着工届で 40,500 件余りの件数があり、エクセルファイルへの入力、内容チェック及び国からのエラー照会等にかかる時間と労力は相当のものがある一方、これらに係る人員等は確保しにくい傾向にある。現在、国土交通省において、一部手続きの電子化等を試行していると聞が、さらに、建築着工統計調査に係る各種提出物のオンライン化を早急に進めていただき、入力エラー等の人為的ミス、入力や調査票作成に係る労力の削減につながるシステムの構築を要望する。

○当県では、昨年度土木事務所にて建築工事届の入力漏れがあり、件数の修正に多大な労力を要した。建築工事届や建築動態統計調査のオンライン化は書面によるヒューマンエラーを減少させ、各特定行政庁の業務を円滑に進められるものであり、今後必要になってくると考えられる。

○当県においても限られた人員の中で調査票を転記作成することは、負担が大きい。

国庫支出金の中で雇用可能な職員数・日数は限られており、期限内に調査票を作成し報告することは容易なことではない。届出・報告の内容のオンライン化は、地方公共団体の負担軽減に向けた方策の一つであり、追加共同提案団体として参画する意向まではないが、事務負担の軽減は必要であると認識している。

○当該事例については、都道府県の事務であることを前提に、市町村の立場としては、オンライン化することにより、書類管理、都道府県への郵送等の合理化が見込めるため、制度を改正することが望ましいと考える。

○月末の繁忙期に限られた人員の中で、調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きく、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。調査票の内容を Excel へ入力したデータでの提出を試行することになっているが、依然として労力等が大きく改善されるものではないと考える。

各府省からの第 1 次回答

建築基準法施行規則で定める「建築工事届」「建築物除却届」及び建築動態統計規則で定める「建築物災害報告書」については、建築主が建築主事を経由して、都道府県に届出等し、都道府県知事はこれらの届出等に基づいて「建築着工統計調査票」「補正調査票」「建築物除却統計調査票」及び「建築物災害統計調査票」を作成し、国土交通大臣に送付することになっているが、当該届出等及び送付については、それぞれ書面に代えて電子媒体によって行うことが可能となっている。

ご提案を頂いた、直接、建築主等から国にオンラインで提出し、国が当該入力結果を確認することについては、「建築工事届」「建築物除却届」が、建築物の実態を把握している建築主事を経由せずに提出されることとなり、建築着工統計の元となる情報の正確性を担保できなくなるおそれがあるとともに、新たなシステムの構築には多額の経費や相当な構築期間を要することが想定されることから、困難であるため、「具体的な支障事例」に記載のある都道府県知事の事務負担を軽減する必要性に鑑み、作業の負担が大幅に軽減されるよう、規則で定める様式の見直しについて検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「建築工事届等の届出等及び調査票の送付は、電子媒体によって行うことが可能」とされているが、書面等で提出された届出等の内容を Excel の調査票に「人の手で転記」して送付することが認められているだけであり、支障が解消されるものではない。

本県が全国の都道府県に調査を行ったところ、毎年、全国で約 64 万件もの届出等が提出されている状況であ

り、本県の調査では、ほとんどの他都道府県から「事務負担が生じている、国に改善を求めたい」との意見があった。

また、「建築主事を経由せずに提出され、情報の正確性を担保できない」と御回答いただいたが、現状においても建築主事や都道府県は工事届にある会社の資本金額や持ち家、貸家の別などを把握しているものではなく、統計上エラーが生ずるような事項を除いて、確認のしようがない。なお、統計上のエラーについても、システムにエラーチェック機能を設ければ問題は生じない。むしろ、オンライン化により、転記ミスや転記漏れ等が解消されるため、情報の正確性は増すと考える。

仮に、建築主事等の関与が必要なのだとしても、建築主等が入力した届出・報告の内容を、オンラインにより建築主事(都道府県等)が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に進達されるようにすれば、問題は生じないと思う。

「新たなシステムの構築には多額の経費や相当の構築期間を要することが想定される」とのことだが、本県の調査によると、当該事務に対して、毎年度、国から都道府県へ 3,500 万円程度の交付金が措置されており、この他、都道府県から提出された調査票の集計作業を、国が民間事業者へ委託していると把握している。これらの経費を、システム構築費やランニングコストに充てることで費用面での課題は解消され则认为。

なお、実態として、国から都道府県に交付される額は少額で、建築主事(都道府県等)の作業量にあっているものではなく、別途、地方が負担することにより本統計は成り立っている。

また、構築期間に数年を要したとしても、昭和 25 年から 70 年間実施してきた作業による事務負担が今後も続く方が大きな問題であり、抜本的な見直しに着手いただきたい。

今年度の「骨太の方針」において、国は、デジタル化の加速を一丁目一番地の最優先課題として位置付けている。規則で定める様式の見直しの検討にとどまり、システムの構築が実現されないのではデジタル化は達成されないと考える。

作業負担の大幅な軽減及び統計情報の正確性の担保のため、新たなオンラインシステムの構築に向けて積極的な検討を求める。また、システムの仕様については、各都道府県の意見を踏まえて決定いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

直接、建築主等から国にオンラインで提出する件については、建築工事届等は、建築基準法第 15 条で建築主事を経由して都道府県知事に届け出ることとなっているが、現在、特定行政庁である本県へ、民間確認検査機関で受け付けた確認申請と建築工事届が同時に提出されており、一定の情報の整合性は確認している。

しかしながら、法の規定上、確認申請と建築工事届の正確な整合までは求められていないことから、建築工事届の正確性が担保されないことを理由に、オンライン化が困難であるとする理由にはあたらないと考える。

また、建築工事届には第一面に確認済証番号等を記載することから、オンライン化された建築工事届と確認申請を紐付きし、必要に応じ整合を確認することが可能と考える。

オンライン化に向けて検証等を進めていただきたい。

規則で定める様式の見直しについても進めていただきたい。

地方六団体からの意見

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

「公営住宅法」に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定方法の見直し

提案団体

埼玉県、越谷市、戸田市、朝霞市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

借上げ型公営住宅の「近傍同種の住宅の家賃」の算定方法について、建設に要した費用等の推定再建築費の算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法令を改正すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

公営住宅の家賃の決定等に使用する「近傍同種の住宅の家賃(以下、近傍同種家賃)」について、公営住宅法施行令第3条及び同法施行規則第20条等で算定方法が定められているが、「当該近傍同種の住宅の建設に要する費用の額」を基に「推定再建築費」を算出するなど、積算法により算出することが定められている。

本県では、これまで、県の借上を前提に民間事業者が建設した新築住宅を棟単位で借上げ、借上型公営住宅として供給していたが、今後の県営住宅の住宅経営に関する方針で、既存公営賃貸住宅を活用した借り上げなどの新たな取り組みを行うこととしている。UR賃貸住宅は県内に7万戸以上あり、これを活用することで、必要な地域に必要な数を供給することができる。

【支障事例】

既存住宅は、建設から長期間経過していることが多く、住宅の建設に要した費用(以下、工事費)が不明な場合があるため、現行の算定方法では近傍同種家賃の算定が困難となっている。

平成8年の旧建設省通知では、「建設後、相当年度の年数が経過した等により近傍同種の住宅の建設に要した費用の確定が困難な場合・・・には、事業主体が建設年度別、構造別、床面積別の標準的な費用の額を設定することも許容される」とされている。標準的な費用の額の推計に当たっては、棟の詳細な床面積が必要となるが、図面が欠損している場合があるため、工事費算定が困難な場合がある。また、建設年度時点の国土交通大臣が定める主体附帯工事費が必要となるが、古いものは通知が入手困難な場合があり、同様に算定が困難である。

また、本県では、毎年度60戸前後の借上型県営住宅を整備している。今後、戸単位で借上げる場合、現行の算定方法では戸ごとに工事費を算定しなければならず、工事費を算定する棟数が増加し、事務負担も膨大なものとなる。

以上を踏まえ、工事費の算出が困難な場合は、例えば、UR賃貸住宅は、UR法に基づき、公営住宅とは別の算定方法によって近傍同種家賃を算定しているため、当該住宅を借上げる場合には、当該住宅の家賃を基に算定することも可能とするなど、事業主体が地域の実情に応じた近傍同種家賃の算定を行うことを可能とするよう、現行の算定方法の見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存物件の戸単位での借上が可能となれば、多種多地域の住宅等から、借上型公営住宅の提供が可能とな

る。また、入居希望者のニーズに応じたサービスの提供が可能となるとともに、既存ストック等の有効活用が可能となる。

根拠法令等

公営住宅法施行令第3条、公営住宅法施行規則第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、川崎市、福岡県、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

近傍同種の住宅の家賃は、当該公営住宅と同等の賃貸住宅の利用対価として通常入居者が支払うべき賃料として算定されるものであり、その算定方法は合理的なものでなければならない。

不動産鑑定評価基準の理論に沿った算定方法のうち、公営住宅のように不動産の基礎価格の把握が可能な場合に近傍類似の事例がなくとも算定が可能であり、かつ、多数の住宅について画一的に算定ができる点で家賃についての明確性及び予見可能性を与えることができることから、公営住宅制度における近傍同種の住宅の家賃の算定に当たっては、積算法によることとしている。

積算法において推定再建築費を求めるにあたり、近傍同種の住宅の建設に要した費用の確定が困難な場合については、御認識のとおり、公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について（平成8年8月30日住総発第135号住宅局長通知）にて、事業主体が建設年度別、構造別及び床面積別の標準的な費用の額を設定することも許容されるとしており、借上げの協議段階において棟の床面積を事前に確認しておくこと等により対応可能と考えられる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

支障事例にも記載しているとおり、本県では、来年度にも既存公営賃貸住宅を活用した借り上げなどの新たな取組を行う予定であり、これは、国が推進する既存ストックの有効活用にも沿うものだが、引き続き、以下の点において、取組の推進の支障となっている。

「借上げの協議段階において棟の床面積を事前に確認しておくこと等により対応可能」とあるが、本県が支障事例で挙げている「図面等が欠損しており床面積の算定が困難な場合」の対応方法が示されていない。

具体的な事例として、20 年以上前に建設された複数のUR賃貸住宅で、図面の欠損により床面積が分からず、近傍同種家賃の算定ができないなど、実務に支障をきたしている。

既存住宅の借上げが「棟の床面積が事前に確認できる住宅」に限定される場合は、地域に必要な数の住宅を供給できないことが想定され、また、既存ストック等の有効活用の観点からも不適當である。

また、「建設年度時点の標準的な費用の額の通知を入手できない場合に工事費の算定ができないこと」や「戸単位で借り上げる際に膨大な事務負担が生じること」などの支障が一切解消されない。

後者に関して、本県が以前、戸単位で近傍同種家賃を試算した際、1 戸の借り上げに対して、次のとおりの負担が発生した。

平成8年の旧建設省通知で規定された「建物部分の複成価格」の算定において、建物内の全ての住戸専用面積、共用部分の面積情報が必要であるが、古い図面では、数値や文字を読み解くことが困難であったため、非常に多くの作業時間を要した。

また、同通知の「土地部分の複成価格」の算定で必要とされる戸あたりの敷地面積は、戸あたり床面積を「団地全体の容積率」で除して算定する必要があるが、「団地全体の容積率」の算定には、団地の敷地内全ての棟の詳細な面積情報が必要となる。

UR賃貸住宅では敷地内の棟数が 40 を超えるものもあり、敷地内の全ての棟の面積の確認に膨大な時間を要した。

以上のとおり、本県が示している支障事例について現行制度では全て解消することは困難であるため、本県が求める規制緩和を実現していただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

近傍同種の住宅の家賃の算定方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

240

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。
机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。

具体的な支障事例

【現状】

災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。

激甚災害に指定された場合は災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。

災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。

平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。

一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。

【支障】

実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっている。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

実地査定を廃止することで、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。

根拠法令等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条

公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八尾市、倉敷市、愛媛県、福岡県

○令和元年台風 19 号の暴風雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害における国土交通省所管災害の机上査定限度額が 3,000 万円以下に引き上げられ、被災箇所 216 件中 156 件(72%)が机上査定の対象となった。激甚災害に指定されなかった場合、机上査定の実施が可能な被災箇所は 28 件(13%)に止まり、災害査定が長期間となり災害復旧事業の着工が遅れるおそれがあった。

○平成 30 年 7 月豪雨や、平成 30 年台風第 21 号では多くの土木施設被害が発生し、災害査定を受けるための準備に労力を要したことから、机上査定申請額の引き上げなど要件緩和をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答

【財務省】

災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業費の決定のために査定に当たり、申請額が主務省の定める金額未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことができるとされている。

財務省立会官は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業が適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省と必要な調整をしていきたい。

【農林水産省】

災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを網羅的に予め想定し、確実かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。

一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能である。

また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合にあってはメール等により行うことも可能である。

【国土交通省】

災害査定は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第 12・1 に「査定は原則として実地にて行うものとする」となっており、「申請額が 300 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる」とされています。

被災箇所は、多種多様であり、被災原因の確認や対策工法が適切に申請されているかの判断を行う際、追加の写真撮影や現地に再度確認することがあるなど手戻りが生じる場合もあり、通常の査定では、現時点で机上査定により行うことは必ずしも効率的ではありません。

一方、大規模な被害が発生し、多数の事業を実施しなければならない事態では、早期復旧のため迅速な災害査定の実施が求められます。この場合、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、図面の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応しているところです。この対応により、早期に査定を完了することができていますが、反面、設計変更手続き（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 7 条）が増えている状況も見受けられます。

このことから、通常の災害時に、机上査定のみで実施することは、業務を進める上で必ずしも効率的ではなく、実地による災害査定を直ちに廃止することは困難です。

ただし、技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に用意できれば、受検事務を減らす可能性があるため、ドローンの活用などを含め、現在試行的に実施しているところです。今後も試行を重ね、その有効性を確認しながら、効率的な査定事務のあり方について検討を進めていく予定です。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

実地査定では、現場間等の移動に時間を要することから、1 日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっていることから、極力実地によらない査定を基本とすることを検討いただきたい。

「設計変更手続きが増えている状況も見受けられる」ことを理由に、机上査定が必ずしも効率的ではないとの見解であるが、大災害において設計変更件数はやむを得ず増加するものであることから、実地調査より机上査定が非効率的だという証左とは言えないと考える。(ちなみに、本県の実績として平成 30 年の災害では、実地査定が机上査定へ変更されたことによる設計変更手続きの発生率に大きな違いは見られなかった。(全体の発生率:12.3%、実地査定から机上査定になった工事:11.2%))

また、その他机上査定に係る懸念が示されているが、ドローン等による動画記録や三次元計測データ等、ICT 技術を活用すれば実地査定と同等以上の状況把握は可能と考える。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って緊急事態宣言が発令され、都道府県域を超える移動の自粛が求められた。緊急事態宣言が発令されている状況下で災害が発生した場合に、災害査定を被災現地で実施するために、査定官が特定警戒都道府県からそれ以外の自治体へ移動することは、感染拡大につながる恐れがある。再び感染が拡大しつつある中、感染拡大防止対策が急務であることから、Webによる査定方式を早急に構築することが求められる。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においては、「激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることが国の重大な責務」として、「防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する」とこととされているところ、実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築について、早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、公平性の担保等について懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 再検討要請

管理番号

243

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

道路法第 77 条第1項に基づく道路に関する調査の運用改善

提案団体

香川県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

道路法第 77 条第1項に基づき実施する「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、都道府県が行う調書の作成等(市町村及び地方道路公社等が管理する道路に係る調査の取りまとめを含む。)の事務の負担軽減に資するよう、これらの調査の一括による実施又は各調書提出様式の統合若しくは重複している事項の回答の省略を可能とすること等、調査事務の運用改善を図る措置を求める。

具体的な支障事例

【現状の概要】

都道府県は、道路法第 77 条第1項に基づき、「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、国土交通大臣からの依頼を受けて調書の作成・提出を行っている。調書の作成に当たっては、都道府県が自ら管理する道路だけでなく、区域内の市町村(政令指定都市を除く。以下同じ。)及び地方道路公社等が管理する道路についても併せて取りまとめた上で、国土交通省へ提出する必要がある。これら調査について、令和元年度は以下の通り実施されたところである。

(道路施設現況調査)

調査対象とする時点: 令和元年3月 31 日 / 実施期間: 令和元年9月 18 日から令和2年2月 28 日

(道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査)

調査対象とする時点: 令和2年3月末 / 実施期間: 令和2年3月2日から令和2年5月 29 日

【支障事例】

現状、調査ごとに都道府県において調書の作成等を行う必要があるが、特に市町村等からの取りまとめに当たっては、県に対して提出されたデータの確認を行い、全ての市町村の回答が出揃ってから、県独自の回答データと統合し、国土交通省へ提出する必要がある。これらは単純な事務作業であるが、県単体の分の調書の入力と市町村分の取りまとめを合わせると、約1～2週間程度の処理日数を要しており、調査ごとに負担が生じている。

また、それぞれの調査について、一部の調査項目の内容が重複しており、一方の調査で報告すれば足りるものについて、重ねて報告を求められている(例: 後者の調査項目のうち、「路線」、「行政区域」、「区間距離」、「一般道・専ら道区分」等)。これらの項目について、当県の場合、対象となる路線が、県道について約 200 路線入力が必要であり、市町村道等についても提出された約 17,000 路線の確認を行う必要がある。加えて、それぞれで入力する内容は一緒であっても、一方は道路管理者の名称で、他方ではその団体コードで回答する必要がある等、単純な転記等で処理しづらい重複事項もあり、作業が複雑になっている。なお、都道府県に対し調書の提出を行う市町村においても、類似の事務負担が生じているものと推察される。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県においては調書の作成及び取りまとめに係る事務について、市町村や地方道路公社等においては調

書の作成に係る事務について、負担軽減を図ることができ、広く地方公共団体における行政の効率化に資する。

根拠法令等

道路法 77 条第1項、道路施設現況調査、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、新座市、千葉県、神奈川県、山北町、愛知県、大阪府、兵庫県、松江市、福岡県、熊本市

○他県の事例でも挙げられているが、調査項目が多く中には内容が重複しているものもある。例えば「高速道路・直轄国道をまたぐ地方管理の跨道橋で耐震性能3を満たさない跨道橋」という調査項目とは別に「道路橋下状況」と「耐震補強の状況」という項目があり、後者を入力していれば前者を入力する必要はないと思われる。作業効率化の為に調査項目は必要最小限にして頂きたい。なお、左記の調査に関連して、橋梁等の重要構造物は「点検データ等登録システム」から入力する方式を採られているが、システムが重い一つ一つの操作に時間がかかるため、直接システムに入力するのではなくシステムから出力したファイルを編集し、入力できるようなシステムを構築することも併せて検討頂きたい。また、舗装の調査様式の取りまとめを行うと当県では 17 万行近くに達してしまい、作業負荷が大きいために、取りまとめ作業に約 1～2 週間程度の処理日数を要するため、重要構造物だけではなく、舗装についても各自治体毎に csv ファイルを「点検データ等登録システム」に登録できるようにして頂きたい。

○「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、調査ごとに当県において調書の作成等を行う必要があるが、特に市町村等からの取りまとめに当たっては、県に対して提出される市町村分の膨大な量のデータ確認を行い、全ての市町村の回答が出揃ってから、県独自の回答データと統合し、国土交通省へ提出する必要がある。これらは単純な事務作業であるが、県単体の分の調書の入力とし、市町村分の提出データ確認・取りまとめを合わせると、2週間以上の処理日数を要しており、調査ごとに負担が生じている。それぞれの調査について、一部の調査項目の内容が重複しており、一方の調査で報告すれば足りるものについて、重ねて報告を求められている。重複する調査内容を整合させる作業は、繁雑であり、事務負担が大きい。

○調書の作成については、毎年大きな変更があるわけではなく路線の追加が主な事務であるため事務負担はそれほど大きくないが、「道路の維持または修繕の実施状況に関する調査」におけるアップロード作業の実施時期が、年度末から年度初めの繁忙期にかかるために実施時期を前に長く設定されれば通常業務に支障なく作業を行うことが出来る。

各府省からの第 1 次回答

重複については、令和2年度調査から「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」において、2つの調査で重複した調査項目については、一方の調査で得られたデータを他方にも引用し、再度の調査を行わないこととする。

システム構築については、点検記録様式から各項目が自動入力されるよう調査の見直しを行ったところである。また、舗装については、運用の改善も含めて今後検討していく。

「道路の維持または修繕の実施状況に関する調査」におけるデータアップロード作業については、次回作業依頼時から今回調査よりも早期の依頼を実施するよう検討していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」の重複した調査項目の省略について、事務作業の省力化を図る方向性をお示いただき、ありがとうございます。

令和2年度の調査の実施に当たっては、本提案に基づき、都道府県において生じている支障の解消が図られるよう、内閣府とも相談しながら運用改善をしていただくようお願いいたします。

また、「調査の一括実施」又は「調書提出様式の統合」について実施していただければより地方公共団体等の事務負担の軽減に資すると考えますので、こちらについても対応が困難な特段の事情等がないのであれば、ご検討をお願いいたします。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—